# さいたま市告示一覧 ( 令和3年2月16日から 同月28日まで

【財政局契約管理部契約課】

【目次】	
第291号	選挙人名簿の確定及び選挙すべき委員の数
	【都市局まちづくり推進部日進・指扇周辺まちづくり事務所】
第292号	公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請
	【スポーツ文化局オリンピック・パラリンピック部】
第293号	屋外広告物の保管
	【都市局南部都市・公園管理事務所管理課】
第294号	建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定
	【建設局北部建設事務所建築指導課】
第295号	建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の指定の廃止
	【建設局南部建設事務所建築指導課】
第296号	開発行為に関する工事の完了
	【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
第297号	開発行為に関する工事の完了
	【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
第298号	建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定
	【建設局南部建設事務所建築指導課】
第299号	動物の収容
	【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
第300号	市が実施する一般競争入札
	【大宮区区民生活部総務課】
第301号	開発行為に関する工事の完了
	【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
第302号	開発行為に関する工事の完了
	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第303号	開発行為に関する工事の完了
	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第304号	土地区画整理組合の理事の氏名等の届出があった件
_	【都市局まちづくり推進部市街地整備課】
第305号	建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の指定の廃止
_	【建設局南部建設事務所建築指導課】
第306号	放置自転車等の撤去及び保管
<b></b>	【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】
第307号	個人の市民税の申告期限の延長
## 0 0 C C	【財政局税務部市民税課】
第308号	市が実施する一般競争入札

第309号	開発行為に関する工事の完了
	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第310号	建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の指定の廃止 【建設局北部建設事務所建築指導課】
第311号	市の徴収金に関する書類の公示送達
7,011.7	【財政局北部市税事務所納税課】
<b>笠</b> 2 1 0 P	<u> </u>
第312号	市が実施する一般競争入札
	【保健福祉局長寿応援部高齢福祉課】
第313号	市の徴収金に関する書類の公示送達
	【財政局南部市税事務所納税課】
第314号	市の徴収金に関する書類の公示送達
	【財政局南部市税事務所納税課】
笠 0 1 5 日	
第315号	市の徴収金に関する書類の公示送達
	【財政局南部市税事務所納税課】
第316号	大規模小売店舗の変更の届出
	【経済局商工観光部商業振興課】
第317号	開発行為に関する工事の完了
W 0 1 7 7	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
	2
第318号	市が実施する一般競争入札
	【財政局財政部財政課】
第319号	市が実施する一般競争入札
	【財政局財政部財政課】
第320号	開発行為に関する工事の完了
<b>第320万</b>	開発11 為に関する工事の元」 【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
	2
第321号	開発行為に関する工事の完了
	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第322号	告示した事項の修正
-	【財政局契約管理部契約課】
<b>年</b> 000日	<del>-</del>
第323号	開発行為に関する工事の完了
	【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
第324号	特定計量器定期検査の実施
	【経済局商工観光部経済政策課】
第325号	一敷地内にあるものとみなされる建築物に係る一団地の区域の取消
),	【建設局建築部建築行政課】
## O O O D	
第326号	一の敷地内とみなされる一団地の区域(1街区西)
	【建設局建築部建築行政課】
第327号	一の敷地内とみなされる一団地の区域(1街区東)
	【建設局建築部建築行政課】
第328号	一の敷地内とみなされる一団地の区域 (2街区)
,, <u> </u>	【建設局建築部建築行政課】
<b>年</b> 000日	
第329号	一の敷地内とみなされる一団地の区域(3街区)
	【建設局建築部建築行政課】

第330号	選挙人名簿の確定及び選挙すべき委員の数 【都市局まちづくり推進部与野まちづくり事務所】
第331号	農業振興地域整備計画の変更
95 O 1 75	展来派典地域歪偏計画の変更 【経済局農業政策部農業環境整備課】
第332号	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦
	人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定
	【保健福祉局福祉部生活福祉課】
第333号	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦
	人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の廃止の届出
	【保健福祉局福祉部生活福祉課】
第334号	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦
	人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の指定
	【保健福祉局福祉部生活福祉課】
第335号	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦
	人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術者の廃止の届出
	【保健福祉局福祉部生活福祉課】
第336号	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦
	人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の変更の届出
	【保健福祉局福祉部生活福祉課】
第337号	生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦
	人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の廃止の届出
	【保健福祉局福祉部生活福祉課】
第338号	放置自転車等の撤去及び保管
**	【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】
第339号	大規模小売店舗の変更の届出 【経済局商工観光部商業振興課】
<b>年</b> 0.40日	
第340号	大規模小売店舗の変更の届出 【経済局商工観光部商業振興課】
第341号	公募型プロポーザルにおける提案書の提出の招請
第341号	公募生ノロが「リルにおける促来者の促山の指摘 【経済局商工観光部経済政策課】
第342号	開発行為に関する工事の完了
3, 0 4 Z · J	【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
第343号	入札の中止
· · ·	【教育委員会事務局生涯学習総合センター岩槻本丸公民館】
第344号	公共下水道事業計画の変更
	【建設局下水道部下水道計画課】

#### さいたま市告示第291号

令和3年3月14日に実施するさいたま都市計画事業指扇土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、令和3年1月20日から同年2月2日まで公衆の縦覧に供したところ、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第21条第3項の規定に基づく異議の申出がなかったので、同令第22条第1項の規定により公告するとともに、この選挙において選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので、同令第22条第4項の規定に基づき公告する。

令和3年2月16日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 選挙すべき委員の数
- (1) 宅地所有者が選挙すべき委員の数 8人
- (2) 借地権者が選挙すべき委員の数 0人

#### さいたま市告示第292号

さいたま市東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会さいたま新都心駅東西自由通路装飾 実施運営業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和3年2月16日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 企画提案書の招請に付する事項
  - (1) 件名

さいたま市東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会さいたま新都心駅東西自由通路 装飾実施運営業務

(2) 履行場所

さいたま市中央区大字上落合2番地5外

(3) 業務概要

本市で東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、「東京2020大会」という。

- )が開催されることから、大会時の来訪者の本市に対する第一印象を決める装飾について、オリジナルデザインを使い、バスケットボールが開催され来訪者の多いさいたま新都心駅に装飾を行うことで、気運醸成や祝祭感の演出を図るとともに、フォトスポットとして機能させ、来訪者に本市の名前をSNSで発信してもらう等、本市の魅力発信に繋げていくもの。
- (4) 履行期間

契約締結日から令和3年12月17日まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は30,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本プロポーザルの周知日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(業務委託)に、業務「イベント・催事」及び「製作等」で登載され、かつ、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(業務委託)に、業務「イベント・催事」及び「製作等」で登載予定の者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、さいた ま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本招請日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置(以下、「入札参加停止」という。)又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置(以下、「入札参加除外」という。)を受けている期間がない者であること。

3 企画提案に係る実施要領等の交付

企画提案書の提出を希望する者に対し、実施要領等を交付するものとする。

- (1) 交付資料
  - ア 実施要領
  - イ 仕様書
  - ウ 同意書(東京 2020 大会に関する情報を公開しないことに対する同意)
  - 工 参加意思表明書
  - 才 質問書
  - カ 企画提案書
  - キ 会社概要報告書
  - ク 業務実施体制報告書
  - ケ 同種業務実績報告書
- (2) 交付場所
  - ア さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号(さいたま市役所8階) さいたま市スポーツ文化局オリンピック・パラリンピック部 担当 事業調整担当 電話 048(829)1030
  - イ さいたま市ホームページからダウンロード

https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p078076.html

(3) 交付期間

本招請日から令和3年2月24日 (水) まで (3(2)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例 (平成13年さいたま市条例第2号) 第1条第1項に規定する休日 (以下「休日」という。

- )を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)
- (4) 交付費用

無償

4 参加意思の表明手続き

企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり参加意思の表明手続きを行うこと。

(1) 提出書類

参加意思表明書

目意書

(2) 提出部数

1 部

(3) 提出期間

本招請日から令和3年2月24日(水)まで(休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)(必着)

(4) 提出場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号(さいたま市役所8階) さいたま市スポーツ文化局オリンピック・パラリンピック部 担当 事業調整担当 電話 048(829)1030

(5) 提出方法

持参又は郵送 (一般書留又は簡易書留)

(6) その他

提出時、応募者に仮称を設定する。また、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(以下、「組織委員会」という。)から示されている、本業務の実施に必要なパートナー広告設置場所等に関する資料を交付する。

5 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、電子メールにより次の とおり質問することができる。

(1) 受付期間

本招請日から令和3年2月24日(水)午後4時まで

(2) 受付方法

ア 電子メールで受け付ける。詳細は実施要領による。

メールアドレス olympic-paralympic2020@city.saitama.lg.jp

- イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。
- ウ 提出先、到達確認に関する問い合わせ先 4(4)に同じ
- (3) 質問に対する回答予定日 令和3年3月1日(月)までに行う。
- (4) 回答方法 電子メール
- 6 企画提案書等の提出
  - (1) 提出書類
    - ア 企画提案書
    - イ 会社概要報告書
    - ウ業務実施体制報告書
    - 工 同種業務実績報告書
    - 才 見積書
    - カ その他
  - (2) 提出部数

原本1部、写し9部

写しには企業名、企業ロゴ等を記載せず、参加表明書提出時に設定された仮称で提出すること。 契約書の写し等の企業名、社判等はマスキング等を行うこと。

(3) 提出期間

令和3年3月2日(火)から令和3年3月10日(水)まで(休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)(必着)

(4) 提出場所

4(4)に同じ

(5) 提出方法

持参又は郵送(一般書留又は簡易書留)

#### 7 業者決定の方法

業者の決定にあたっては、さいたま市東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会さいたま新都心駅東西自由通路装飾実施運営業務事業者選定委員会において審査を行い決定する。なお、審査方法等詳細については、実施要領を参照すること。

#### 8 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合、提出書類に不備があった場合、提出書類に虚偽の記載があった場合、同一応募者が2つ以上の企画提案書を提出した場合、審査の公平性を害する行為があった場合、見積金額が委託料上限額を超えている場合、プレゼンテーションに参加しなかった場合、失格とする。
- (2) 本件の招請日から企画提案書提出期限日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、本件の参加資格を失う。よって、この者が企画提案書を提出済であっても、その評価を行わない。
- (3) 最優秀提案者特定の日の翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間がある者は、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。
- (4) この企画提案書の提出等に係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (6) 詳細は、実施要領による。

#### 9 連絡先

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号(さいたま市役所8階) さいたま市スポーツ文化局オリンピック・パラリンピック部

担当 事業調整担当

電話 048(829)1030

FAX 048 (829) 1996

#### さいたま市告示第293号

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第4項の規定により広告物及び掲出物件を除却し、同法第8条第1項の規定により保管したので、同条第2項並びにさいたま市屋外広告物条例(平成14年条例第109号)第21条の2及び第21条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和3年2月16日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
  - (1) はり札

319 枚

(2) 立看板

17 枚

- 2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所、除却日時及び保管開始日時 別紙のとおり
- 3 保管場所

さいたま市緑区宮本2丁目16番地3

- 4 連絡先
  - (1) 担当 さいたま市役所都市局南部都市・公園管理事務所管理課都市管理係
  - (2) 電話 048(840)6178

### 広告物及び掲出物告示リスト

#### 告示年月日 令和3年2月16日

亚口	サキャインナ 担託	保管した広告物	・掲出物件	除却した日	] 時	保管開始日	3時	/# <del>**</del>
番号	放置されていた場所	名称または種類	数量	月日	時間	月日	時間	備考
1	緑区	立看板	5	令和3年1月6日	10時00分 から 12時00分	令和3年1月6日	12時00分	
2	緑区	はり札	9	令和3年1月6日	10時00分 から 12時00分	令和3年1月6日	12時00分	
3	南区	はり札	52	令和3年1月8日	8時30分 から 17時00分	令和3年1月8日	17時00分	
4	桜区	はり札	51	令和3年1月12日	8時30分 から 17時00分	令和2年1月12日	17時00分	
5	浦和区	立看板	2	令和3年1月13日	16時00分 から 16時30分	令和2年1月13日	16時30分	
6	浦和区	はり札	49	令和3年1月15日	8時30分 から 17時00分	令和2年1月15日	17時00分	
7	浦和区	立看板	10	令和3年1月19日	8時30分 から 17時00分	令和2年1月19日	17時00分	
8	中央区	はり札	52	令和3年1月19日	8時30分 から 17時00分	令和2年1月19日	17時00分	
9	緑区	はり札	51	令和3年1月22日	8時30分 から 17時00分	令和2年1月22日	17時00分	
10	南区	はり札	55	令和3年1月26日	8時30分 から 17時00分	令和2年1月26日	17時00分	
11								
12	計	はり札	319					
13		立看板	17					

#### さいたま市告示第294号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条により、次のとおり告示する。

令和3年2月16日

さいたま市長 清 水 勇 人

#### 1 申請者

- (1) 住所 さいたま市南区南浦和二丁目27番1号 エバープラザ402
- (2) 氏名 株式会社エバートラスト 代表取締役 寺田 光郎
- 2 位置指定道路の概要
  - (1) 道路の位置 さいたま市西区三橋五丁目2195番6、同番9
  - (2) 指定の年月日 令和3年2月15日
  - (3) 指定の番号 第北20-027号
  - (4) 道路の幅員 4.00m
  - (5) 道路の延長 32.51m

#### さいたま市告示第295号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を廃止したので、さいたま市建築基準法施行細則(平成13年規則第215号)第13条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年2月16日

さいたま市長 清 水 勇 人

#### 1 申請者

- (1) 住所 (省略)
- (2) 氏名 (省略)
- 2 道路廃止の概要
  - (1) 道路の位置 さいたま市中央区大戸一丁目88番2、89番の各一部
  - (2) 廃止の年月日 令和3年2月16日
  - (3) 廃止の番号 第南廃20-009号
  - (4) 道路の幅員 4.00m
  - (5) 道路の延長 22.00m

#### さいたま市告示第296号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年2月17日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 さいたま市緑区大字大門字西裏1785番2、1785番7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (省略)
- 3 許可番号 令和2年7月30日 第 開 - S 2 0 2 0 0 3 3 号
- 4 検査済証番号 令和3年2月16日 第 完 - S 2 0 2 0 0 3 3 号

#### さいたま市告示第297号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年2月17日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 さいたま市岩槻区大字徳力字東752番5、752番7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (省略)
- 3 許可番号 令和 2年 8月21日 第開-N2020056号
- 4 検査済証番号 令和 3年 2月16日 第完-N2020056号

#### さいたま市告示第298号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条により、次のとおり告示する。

令和3年2月17日

さいたま市長 清 水 勇 人

#### 1 申請者

- (1) 住所 (省略)
- (2) 氏名 (省略)
- 2 位置指定道路の概要
  - (1) 道路の位置 さいたま市桜区大字白鍬字宮腰297番11
  - (2) 指定の年月日 令和3年2月17日
  - (3) 指定の番号 第南20-024号
  - (4) 道路の幅員 4.00m
  - (5) 道路の延長 19.41m

#### さいたま市告示第299号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する 条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和3年2月24日までに返 還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和3年2月17日

さいたま市長 清 水 勇 人

#### ・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徵
2月 11月	猫	浦和区領家	雑種	オス	茶トラ	3~6歳	無	負傷動物

#### 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048 (840) 4159

#### さいたま市告示第300号

さいたま市大宮区役所文書保管管理等業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年2月18日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 件名

さいたま市大宮区役所文書保管管理等業務

(2) 履行場所

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 さいたま市大宮区役所区民生活部総務課 外

(3) 業務概要

業務仕様書のとおり

(4) 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(業務委託)(以下「名簿」という。)に業務「文書管理」で登載されており、かつ、引き続き同業務で令和3・4年度競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこと とされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- 3 入札説明書の交付等

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たしている者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 さいたま市大宮区役所区民生活部総務課

担当 総務係 電話 048(646)3012

(2) 交付期間

告示の日から令和3年3月4日(木)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」 という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日におい て確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参または郵送(一般書留または簡易書留にて受付期間内必着)

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年3月8日(月)午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を添付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

- 6 入札手続等
  - (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月11日(木)午前10時00分

#### イ 場所

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 さいたま市大宮区役所5階 入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月11日(木)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の 範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を 行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 さいたま市大宮区役所区民生活部総務課電話 048(646)3012 FAX 048(646)3160

#### 7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

(4) 特記事項

本契約は、履行期間の始期に属する年度にかかる予算の議決を条件として、本契約が成立する。

- 8 その他
  - (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。
  - (2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
  - (3) 契約条項等は、さいたま市大宮区役所区民生活部総務課及びさいたま市ホームページにおいて 閲覧できる。

http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html

(4) 詳細は、入札説明書による。

#### さいたま市告示第301号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年2月18日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 さいたま市桜区西堀一丁目1999番1、2000番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 さいたま市南区南浦和2-12-17 社会福祉法人まあれ愛恵会 理事長 海田 英彦
- 3 許可番号令和2年7月30日第 開-S2020037号
- 4 検査済証番号 令和3年2月17日 第 完 - S 2 0 2 0 0 3 7 号

#### さいたま市告示第302号

都市計画法(昭和43年法律第00号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年2月18日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 さいたま市見沼区大字東宮下字梅ノ木342番1、345番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (省略)
- 3 許可番号 令和3年 1月22日 第変-N2020024号
- 4 検査済証番号 令和3年2月17日 第完-N2020024号

#### さいたま市告示第303号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年2月18日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市岩槻区城南二丁目313番1、313番2、313番3、313番4、313番5、313番6、313番7、313番8、313番9、313番10、313番11、313番12、313番13

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都西東京市芝久保町四丁目26番3号 株式会社 東栄住宅 代表取締役 佐藤 千尋

3 許可番号

令和2年11月25日 第開-N2020094号

4 検査済証番号

令和3年2月17日 第完-N2020094号

#### さいたま市告示第304号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、さいたま市大和田特定土地区画整理組合から、任期満了に伴う改選により、理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年2月18日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 就任した理事の氏名及び住所 (省略)

#### さいたま市告示第305号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を廃止したので、さいたま市建築基準法施行細則(平成13年規則第215号)第13条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年2月19日

さいたま市長 清 水 勇 人

#### 1 申請者

- (1) 住所 (省略)
- (2) 氏名 (省略)
- 2 道路廃止の概要
  - (1) 道路の位置 さいたま市南区白幡四丁目1201番2
  - (2) 廃止の年月日 令和3年2月19日
  - (3) 廃止の番号 第南廃20-010号
  - (4) 道路の幅員 4.00m
  - (5) 道路の延長 9.52 m

#### さいたま市告示第306号

さいたま市自転車等放置防止条例(平成13年さいたま市条例第205号)第10条第1項により 自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり 告示する。

令和3年2月19日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和3年 2月12日

- 3 保管場所及び放置箇所
  - (1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、 指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心 駅(東口)周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都 心駅(西口)周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 52台

- 6 連絡先
  - (1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所
  - (2) 電話 048 (652) 8812

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/01/25	南浦和駅東口	埼玉県警20-202685064	F20408248		
2021/01/25	南浦和駅東口	埼玉県警17-7264980	GC6K38230		
2021/01/25	南浦和駅西口	愛知県警21-ナ-46233	SUF035419		
2021/01/25	南浦和駅西口	埼玉県警17-7122764	A16AL12824		
2021/01/25	南浦和駅西口	埼玉県警14-4583697	H5E84619		
2021/01/25	武蔵浦和駅	埼玉県警19-190147878	STR1F04225		
2021/01/25	武蔵浦和駅	埼玉県警08-8037312	SH5607670		
2021/01/25	武蔵浦和駅	埼玉県警19-194432151	EB190600562		
2021/01/26	東浦和駅	埼玉県警18-8184692	A18MA01221		
2021/01/26	南浦和駅西口	埼玉県警19-194862156	STG328722		
2021/01/26	南浦和駅西口	埼玉県警14-4542192	A14AE94554		
2021/01/26	武蔵浦和駅	不明	2017050858		
2021/01/26	武蔵浦和駅	不明	F171091244		
2021/01/26	西浦和駅	愛知県警7-33208	SFT17040303		
2021/01/27	東浦和駅	埼玉県警11-1495643	B1F75606		
2021/01/27	南浦和駅東口	埼玉県警15-5303183	LAA06641		
2021/01/27	南浦和駅東口	埼玉県警16-6477198	H6H02158		
2021/01/28	南浦和駅東口	埼玉県警20-202135242	KG2J00957		
2021/01/28	武蔵浦和駅	練馬G-48228	A15AB86717		

2021/02/01 1/4 ページ

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/01/25	大宮駅東口	埼玉県警20-203130236	SMK100479		
2021/01/25	大宮駅西口	埼玉県警19-191326792	P189AN040550		
2021/01/25	東大宮駅東口	不明	G38G14030		
2021/01/25	東大宮駅西口	亀有J-88366	A18AJ49805		
2021/01/27	大宮駅東口	埼玉県警19-192382459	STA347708		
2021/01/27	大宮駅東口	埼玉県警20-201051681	G190607815		
2021/01/27	宮原駅西口	栃木県警17-34238	B2B26834		
2021/01/27	東大宮駅西口	小平D-62766	B8H07585		
2021/01/28	大宮駅東口	広島県警B-011056	JMH180504115		
2021/01/28	大宮駅東口	埼玉県警10-0409829	V09L03567		
2021/01/28	大宮駅東口	埼玉県警12-2327123	JK11H21183		
2021/01/28	大宮駅東口	埼玉県警19-192704057	HA549102		
2021/01/28	指扇駅	埼玉県警16-6242398	SPH011449		
2021/01/28	鉄道博物館駅	埼玉県警18-8015404	H7H29606		
2021/01/29	大宮駅東口	埼玉県警17-7370312	F170698124		
2021/01/29	東大宮駅西口	埼玉県警18-8392937	S7J005848		
	1		1	I .	1

2021/02/01 2/4 ページ

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/01/25	与野駅東口	埼玉県警15-5121093	FJA2D25538		
2021/01/25	与野本町駅	埼玉県警19-194020201	V190301993		
2021/01/26	浦和駅西口	埼玉県警21-211025140	V200921574		
2021/01/26	北浦和駅東口	埼玉県警14-4281322	S0B192693		
2021/01/26	北浦和駅西口	埼玉県警18-8226008	YJ71201525		
2021/01/26	与野本町駅	埼玉県警18-8306443	LAL50115		
2021/01/27	浦和駅西口	埼玉県警20-203410018	FC9L05611		
2021/01/27	北浦和駅東口	埼玉県警16-6478565	GF6H37060		
2021/01/27	北浦和駅東口	埼玉県警18-8539374	B7K27109		
2021/01/27	北浦和駅東口	埼玉県警14-4536476	C84F3944		
2021/01/27	北浦和駅西口	埼玉県警19-193855733	FC9E02295		
2021/01/27	北浦和駅西口	万世橋B-01819	JMH190702796		
2021/01/27	与野本町駅	埼玉県警20-204886610	A20A120704		
2021/01/27	与野本町駅	埼玉県警05-5560889	\$5123758		
2021/01/27	南与野駅	埼玉県警04-4576832	E40510482		
2021/01/28	浦和駅西口	埼玉県警16-6010319	B5H02421		
2021/01/28	浦和駅西口	埼玉県警19-194226993	S9WH07801		
2021/01/28	浦和駅西口	埼玉県警20-202328741	AJ190800570		
2021/01/28	浦和駅西口	埼玉県警15-5570860	S0K284435		
2021/01/28	浦和駅西口	埼玉県警19-191556585	SSG007635		
2021/01/29	北与野駅	埼玉県警18-8514591	GZ8J06065		

2021/02/01 3/4 ページ

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/01/25	岩槻駅	埼玉県警17-7044643	T52KF414		
2021/01/29	岩槻駅	埼玉県警20-202974716	SUD065643		

合計: 58台

2021/02/01 4/4 ページ

### 保管告示台帳(原動機付自転車)

No	撤去年月日	撤去場所	車両番号	車種	色	保管場所	車体番号
1	1月28日	大宮駅東口	大宮区さ 3631	スズキアドレス	銀	吉野原保管所	A404-574873

#### さいたま市告示第307号

さいたま市個人の市民税の申告期限を次のとおり延長する。

令和3年2月19日

さいたま市長 清 水 勇 人

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の5の2第1項及びさいたま市市税条例(平成13年さいたま市条例第67号)第8条第1項の規定に基づき、地方税法第317条の2及びさいたま市市税条例第28条に定める個人の市民税に係る申告のうち、令和3年1月1日においてさいたま市内に住所又は事務所、事業所若しくは家屋敷を有する個人に係るものに関する期限が、令和3年3月15日に到来するものについては、その期限を同年4月15日まで延長する。

#### さいたま市告示第308号

さいたま市の発注する「スマイルロード整備工事(R3市道11840号線)」ほか10件の一般 競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年2月22日

さいたま市長 清 水 勇 人

#### 1 入札参加資格

- (1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
  - ア 本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
  - イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
  - ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団 排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)に基づく入札参加除外の措置を受けてい ないこと。
  - エ 開札日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
  - オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設 業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、 専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であるこ と。
  - カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として 参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
  - キ 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保 険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第11 6号)に基づく雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入しているもの であること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの 限りでない。
  - ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の 間に資本関係又は人的関係がないこと。
  - ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

- コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建 設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。
  - ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。
  - イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。
  - ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。
  - エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
  - オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
  - カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
  - キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。
  - ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理 技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

#### 2 入札参加資格の確認

- (1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格(以下「入札書比較価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格(さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱(平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。)第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。)を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格(以下「最低制限比較価格」という。)以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を落札候補者として通知し、落札を保留する。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日(その日がさいたま市の休日を定める 条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条に掲げる休日(以下「休日」という。)に当た る場合は、その翌日)の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課(以 下「契約課」という。)に提出しなければならない。
  - ア 一般競争入札参加資格等確認資料
  - イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し(実務経験による場合は経歴書)、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び監理技術者講習修了証の写し
  - ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(専任で配置する技術者にあっては、 参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技 術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。)
  - エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム(CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事

概要の記載されているもの)の写し(共同企業体(乙型)としての実績の場合は、自社の施工 実績が分かる資料の写しも添付すること。)

- オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(以下 「経審結果」という。)の写し
- カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の 全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関 する誓約書(経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じて いる場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状 況の書類を併せて添付すること。)
- キ 資本関係又は人的関係確認書
- ク 入札参加停止措置に関する誓約書
- ケアからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類
- (4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる 書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の 割印を押すものとする。
  - ア 共同企業体入札参加資格審査申請書(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。)様式第1号)
  - イ 共同企業体協定書(共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書(共同企業体取扱要綱様式第3号)を含む。)
  - ウ 委任状(共同企業体取扱要綱様式第4号)

#### 3 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。
- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者(最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者)を新たに落札候補者とする。

- 4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査
  - (1) 調査基準価格(さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱(平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。)第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。)を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者(以下「低価格入札者」という。)について、低入札価格調査を行う。
  - (2) 失格基準(低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。)を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
  - (3) 低価格入札者(失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者)は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
    - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について(低入札価格取扱要綱様式第1号)
    - イ 当該価格で入札した理由(低入札価格取扱要綱様式第2号)
    - ウ 直接工事費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第3号)
    - エ 共通仮設費に係る内訳書(低入札価格取扱要綱様式第4号)
    - 才 下請予定業者等一覧表(低入札価格取扱要綱様式第5号)
    - 力 配置予定技術者名簿(低入札価格取扱要綱様式第6号)
    - キ 手持ち工事の状況 (対象工事現場付近) (低入札価格取扱要綱様式第7号)
    - ク 手持ち工事の状況(対象工事関連)(低入札価格取扱要綱様式第8号)
    - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係(低入札価格取扱要綱様式第9号)
    - コ 手持ち資材の状況(低入札価格取扱要綱様式第10号)
    - サ 資材購入予定先一覧(低入札価格取扱要綱様式第11号)
    - シ 手持ち機械の状況(低入札価格取扱要綱様式第12号)
    - ス 機械リース元一覧(低入札価格取扱要綱様式第13号)
    - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者(低入札価格取扱要綱様式第14号)
    - ソ 誓約書(低入札価格取扱要綱様式第15号)
    - タ 社会保険等への加入状況届(低入札価格取扱要綱様式第16号)
  - (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)の午後3時までとする。
  - (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がし

た入札を無効とする。

- 5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布
  - (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布(以下「設計図書等の閲覧等」という。)の方法は工事ごとに別に定める。
  - (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、 設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共 同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
  - (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
  - (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
  - (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。
- 6 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条第1項の規定による。
  - (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。
- 7 契約金の支払方法
  - (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
  - (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内(継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内)とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得(平成18年さいたま市制定)第16条第1項 各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- 9 その他
  - (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書(さいたま市電子入札運用基準(平成18年さいたま市制定)様式第3号)を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状(さいたま市電子入札運用基準様式第4号)を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日(その日が休日に当たる場合は、その翌日)に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等(以下「調査対象者」という。) は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱(平成19年さいたま市制定)、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領(平成24年さいたま市制定)の定めるところによる。

契約	]整理番号	02-4365-146						
	. 方法 . 方法	一般競争入札(電子)						
	1形態	単体企業						
工事		スマイルロード整備工事 (R 3 市道 1 1 8 4 0 号線)						
	· 場所	さいたま市見沼区大字丸ヶ崎地内						
	· 朔間	契約確定の日から令和3年7月30日まで						
概要		概算数量発注方式による発注 延長 580m 幅員 6.0m 舗装工 切削オーバーレイエ (再生粗粒度 As-20、平均切削深さ 12cm、t=7cm) 3460 ㎡ 路面切削工 (平均切削深さ 5cm) 20 ㎡ 表層工 (再生密粒度 As-20、t=5cm) 3480 ㎡ 付帯工						
		一式						
予定	(	事後公表						
最低	制限価格	設定する						
参加	]申請受付期間	令和3年3月4日(木)午前9時から						
J +1	李担川知即	令和3年3月8日(月)午後5時まで						
八化	上書提出期間	令和3年3月 9日(火)午前9時から   令和3年3月10日(水)午後5時まで						
開札		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室						
	- *************************************	令和3年3月11日(木)午後1時30分						
参	名簿登載業種等	舗装工事業 A級						
が加資格		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿( 以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ ること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。						
	/// III - I I I I I I I I I I I I I I I	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要						
	施工実績等	件を満たすこと。 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす						
	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類	る。 -						
設	閲覧等の方法及び	電子配布						
計	開始期日	令和3年2月22日(月)から						
図書	質問受付期間	令和3年2月22日(月)午前9時から 令和3年3月 3日(水)午後5時まで						
等	質問回答期日	令和3年3月8日(月)						
保証	金及び支払方法	入札 保 免除 契約 保 要 前金払 有 部分払 有						
7 0	. hle							
その	7他	本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和3年4月1日以降 でないとできない。						
工事	4担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223						
契約	1担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

契約	整理番号	02 - 4	465-5	0					
	<u> </u>	一般競争入札(電子)							
	形態	単体企業							
工事		スマイルロード整備工事(R3市道第331号線)							
	場所		市中央区上			0 1 1 1/1/1/			
	期間		<u>いースピエ</u> の日から令			: で			
概要							0m~12	9m 道路十7	- 一寸 舗
<b>姚女</b>		概算数量発注方式による発注 延長 214m 幅員 5.0m~12.2m 道路土工一式 舗装工 舗装打換工一式 上層路盤 (再生加熱 As 処理路盤、t=10cm) 1150 ㎡ 基層 (再生粗粒度 As-20、t=7cm) 1150 ㎡ 中間 (再生粗粒度 As-20、t=7cm) 1150 ㎡ 表層 (再生密粒度 As-20、t=6cm) 1150 ㎡ 区画線工一式 付帯工一式 交通管理工一式							
予定	価格 (税込)	事後公表							
最低	制限価格	設定する							
参加	申請受付期間	令和3年	3月4日 (	(木) 午前:	9 時から				
			3月8日 (						
入札	書提出期間		3月 9日			)			
		1	3月10日						
開札	の場所及び日時		市浦和区常				<b></b>	入札室	
			3月11日						
参	名簿登載業種等	舗装工事	業 A級						
加		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(							
箵		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ							
格		ること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。							
							事業所の	所在地が上記	己に示す要
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完							
		成検査結	果及び工事	成績評定約	吉果通知書	ち」の「評別	定点合計.	」が65点を	下回って
		いないこ	と。なお、	期間の算別	定に当たっ	ては、当記	亥通知書	の通知日を基	5準とす
		る。							
	2に掲げるもの以	_							
	外に提出を要する								
	書類								
設	閲覧等の方法及び	電子配布							
計	開始期日	令和3年	2月22日	(月) かり	ò				
図	質問受付期間	令和3年	2月22日	(月) 午前	前9時から	)			
書等		令和3年	3月 3日	(水) 午往	後5時まで	\$ ·			
4	質問回答期日	令和3年3月8日(月)							
保証	金及び支払方法	入札保	免除	契約保	要	前金払	有	部分払	有
		証金		証金					
その	他	・本工事	は、現場代	理人の常見	注義務の緩	疑和のうち、	兼務を	認める対象エ	工事に該当
		する。							
		・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和3年4月1日以							
		降でないとできない。							
工事	担当課	さいたま	市中央区下	落合5丁	目7番10	号			
		さいたま	市建設局南	i部建設事程	务所道路維	持課			
		電話 0	48 - 84	0 - 62	2 4				
却幼	担当課	おいたせ	市浦和区常	般6丁日	4 釆 4 早				
ナベルカ	三二味		巾佣和区市 市財政局契		_ •				
			□ 图 <b>以</b> 周 头 4 8 − 8 2						
		■前 ∪	40-82	9-11	o U				

契約	整理番号	02-4	365-1	4 7					
	<u> </u>	一般競争入札(電子)							
	形態	単体企業							
工事		スマイルロード整備工事(R3一般県道大谷本郷さいたま線)							
	<u></u> 場所		市西区三橋			27 ( 11 / 74)	2 . /2 01/	,,,,,,	
	期間		<u> </u>			で			
概要							5~4 9m	<b>鋪</b> 生工【液	を と と と と と と と と と と と と と と と と と と と
194.安		概算数量発注方式による発注 延長 442m 幅員 4.5~4.9m 舗装工【夜間】 路面切削工(平均切削厚 t=5cm) 10 ㎡ 切削オーバーレイ(平均切削厚 t=12cm、再生粗粒度 As-20、t=7cm) 2070 ㎡ 表層工(改質Ⅱ型密粒度 As-20、t=5cm) 2080 ㎡ 付帯工【昼間】一式							
予定	価格 (税込)	事後公表							
最低	制限価格	設定する							
参加	申請受付期間	令和3年	3月4日(	(木) 午前:	9時から				
		令和3年	3月8日(	(月) 午後:	5 時まで				
入札	書提出期間	令和3年	3月 9日	(火)午前	前9時から	1			
		令和3年	3月10日	(水) 午往	後5時まで	\$			
開札	の場所及び日時	さいたま	市浦和区常	盤6丁目	4番4号	さいたまた	<b></b> 节役所	入札室	
		令和3年	3月11日	(木) 午往	<u> </u>	分			
参	名簿登載業種等	舗装工事	業 B級				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
加		本公告日	において、	平成31	<ul><li>32年度</li></ul>	のさいた。	ま市競争	入札参加資格	8者名簿 (
資		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ							
格		ること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻							
		区) に、	本店を有し	ているこ	上。				
		本公告日	本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要						
		件を満た	すこと。						
	施工実績等			「について、	本公告日	以前3箇月	月におい	て、通知した	:「工事完
		成検査結	果及び工事	成績評定約	吉果通知書	」の「評別	定点合計	」が65点を	下回って
		いないこ	と。なお、	期間の算別	定に当たっ	ては、当記	亥通知書	の通知日を基	5準とす
		る。							
	2に掲げるもの以	_							
	外に提出を要する								
	書類								
設	閲覧等の方法及び	電子配布							
計	開始期日	令和3年	2月22日	(月) かり	ò				
図	質問受付期間	令和3年	2月22日	(月) 午前	前9時から	1			
書等		令和3年	3月 3日	(水) 午往	後5時まで	\$			
寸	質問回答期日	令和3年	3月8日(	(月)					
保証	金及び支払方法	入札保	免除	契約保	要	前金払	有	部分払	有
		証金		証金					
その	他	・本工事	は、現場代	理人の常見	注義務の緩	和のうち、	兼務を	認める対象コ	事に該当
		・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。							
		・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和3年4月1日以							
		降でない	とできない	١,					
工事	担当課	さいたま	市大宮区吉	敷町1丁	目 1 2 4番	:地1			
		さいたま	市建設局北	:部建設事	<b>务所道路</b> 維	持課			
		電話 ∩	48 - 64	6 - 3.2	2 3				
±π ω.	+□ V/ ∋⊞								
奖約	担当課		市浦和区常		_ •				
			市財政局契						
		電話 0	48 - 82	9-11	8 U				

入札; 参加; 工事;			<u>465-5</u> 入札(電子						
参加? 工事?		7277723							
工事		単体企業							
		道路修繕工事(R3主要地方道さいたま幸手線外)							
	場所			(浦和1丁)		<u> </u>			
履行				3m <sup>70</sup> 1 7 1 3和3年7月		で			
概要							7 0ma.9	9m 結壮丁	敗孟却
<b>似</b> 安		概算数量発注方式による発注 延長 170.0m 幅員 7.9m~8.2m 舗装工 路面切削(切削深さ t=5cm) 143 ㎡ 切削オーバーレイ(切削深さ t=12cm) 1320 ㎡ 基層(再生粗粒度 As-20、t=7cm) 1320 ㎡ 表層(改質Ⅱ型密粒度 As-20、t=5cm) 1460 ㎡ 区画線工一式 付帯工一式 交通管理工一式							
予定位	価格 (税込)	事後公表							
最低的	制限価格	設定する							
参加「	申請受付期間	令和3年	3月4日	(木) 午前:	9時から				
		令和3年	3月8日	(月) 午後:	5 時まで				
入札	書提出期間			1(火)午前		1			
		1		1(水)午往					
開札の	の場所及び日時			盤6丁目4			<b></b>	 入札室	
=	***************************************						/21	. —	
参	名簿登載業種等	舗装工事							
加	H 14 = 1/2/K 1= 4			平成 3 1	<ul><li>32年度</li></ul>	のさいた言	ま市競争	入札参加資格	4名名簿(
資									
格		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
F	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内(中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区							
	// IZ-0 E-74	)に、本店を有していること。							
						わた由語画	主業所のi	所在地が上診	リに示す更
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要							
-	施工実績等	件を満たすこと。   本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完							
	旭工大順寸							<ul><li>、 過 る し た</li><li>」 が 6 5 点 を</li></ul>	
						_	_	」かりり点を の通知日を基	
		る。	C , 440,	281 101 47 31. V		(10) III	A W AF E	V) MI MI E A	\$4C)
-	2に掲げるもの以	_							
	外に提出を要する								
	書類								
	閲覧等の方法及び	電子配布							
設	開始期日			(月) かり					
計図	質問受付期間			(月) //···    (月) 午					
書	貝미文刊期间	1							
等	所用ロ <b>か H</b> I ロ			1 (水) 午往	を3 时まし				
/ロ =ナ	質問回答期日		3月8日			± ∧ ±/	<i>+</i>	±17 / \ +1	+
1米社会	金及び支払方法	入札保	免除	契約保	要	前金払	有	部分払	有
7 0	<i>(</i> , ),	証金	), ), TH (H //	証金	+ + + + ~ ~ ~ ~	Tunn > d	→+ ₹# → =	=== 1	- <del>-</del>
その何	也		は、現場作	(埋人の常場	土義務の級	和のりら、	兼務を	認める対象コ	_争に該当
		する。							
		・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和3年4月1日以							
	I to Na Sm		とできない		· · ·	H			
上事?	担当課			落合5丁		-			
		さいたま	市建設局的	f部建設事系	务所追路維	持課			
		電話 0	48 - 84	0 - 62	2 4				
±n /-/	担当課	さいたま	市浦和区常	盤6丁目4	4番4号				
契約1				7 1	_ •				
契約:		さいたま	市財政局契	以約管理部基	契約課 二二二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二				

契約	整理番号	02-4465-54					
		一般競争入札 (電子)					
	形態	単体企業					
工事		道路修繕工事(R3一般国道122号)					
	· · · 場所						
		さいたま市緑区大字大門地内					
	期間	契約確定の日から令和3年7月2日まで					
概要		概算数量発注方式による発注 延長 213.5m 幅員 4.5m~12.5m 舗装工 路面切削 (切削深さ t=5cm) 117 ㎡ 切削オーバーレイ (切削深さ t=12cm) 1507 ㎡ 中間層 (改質Ⅱ型粗粒度 As-20、t=7cm) 1170 ㎡ 基層 (再生粗粒度 As-20、t=7cm) 337 ㎡ 表層 (改質Ⅱ型密粒度 As-20、t=5cm) 1620 ㎡ 区画線工一式 道路付属施設工一式 交通管理工一式					
予定	価格 (税込)	事後公表					
最低	制限価格	設定する					
参加	申請受付期間	令和3年3月4日(木)午前9時から 令和3年3月8日(月)午後5時まで					
ス お	書提出期間	令和3年3月 9日 (火) 午前9時から					
/ 1/14	H 1/C H /91 H	令和3年3月10日(水)午後5時まで					
開却	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室					
ᄱ	·····································	令和3年3月11日(木)午後2時10分					
	名簿登載業種等	市州3年3月11日 (木) 干後2時10万   舗装工事業 B級					
参	石牌笠製未俚守	開級工事表   D M					
加資格		本公吉日において、平成31・32年度のさいたま 中 規					
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内(中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区					
	/// 12/2/	)に、本店を有していること。					
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要					
		件を満たすこと。					
	   施工実績等	本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完					
	加工大順 寸	成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。					
	2に掲げるもの以	_					
	外に提出を要する						
	閲覧等の方法及び	電子配布					
設							
計 図	開始期日	令和3年2月22日(月)から 今年3年2月22日(月) から					
書	質問受付期間	令和3年2月22日(月)午前9時から					
等	SS DD kle lle	令和3年3月 3日(水)午後5時まで					
,	質問回答期日	令和3年3月8日(月)					
保証	金及び支払方法	○ 八 札 保 │ 免除     ○ 契 約 保 │ 要     ○ 前金払 │ 有     ○ 部分払 │ 有					
		証金   証金   正金					
その	他	・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当					
		する。					
		・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和3年4月1日以					
		降でないとできない。ただし、さいたま市議会において、本工事の令和2年度補					
		正予算議案が可決された場合は、この限りではない。					
工事	担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号					
		さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課					
		電話 048-840-6224					
±π ω.	+□ \// ≥m						
奖約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号					
		さいたま市財政局契約管理部契約課					
		電話 048-829-1180					

契約	整理番号	02-4465-55						
	.方法	一般競争入札(電子)						
	· <u>···································</u>	単体企業						
工事		スマイルロード整備工事 (R3市道第269号線)						
	· ·場所	さいたま市中央区八王子5丁目地内						
	·期間	契約確定の日から令和3年7月27日まで						
概要		概算数量発注方式による発注 延長 255.4m 幅員 5.0m~5.5m 舗装工 切削オ						
194.女	:	概算級重発注方式による発注   延長 255.4m   幅員 5.0m~5.5m   舗装工 切削オーバーレイエ (切削深さ t=5cm)   1314 m   表層 (再生密粒度 As-13、t=5cm)   1314 m   区画線工一式 付帯工一式 交通管理工一式						
予定	(価格(税込)	事後公表						
最低	制限価格	設定する						
参加	申請受付期間	令和3年3月4日(木)午前9時から						
		令和3年3月8日(月)午後5時まで						
入札	.書提出期間	令和3年3月 9日(火)午前9時から						
		令和3年3月10日(水)午後5時まで						
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室						
		令和3年3月11日(木)午後2時20分						
4	名簿登載業種等	舗装工事業 C級						
参 加		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(						
資		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ						
格		ること。						
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内(中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区						
		さいたま印用部建設事務所の所官区域内(中央区、佞区、浦和区、南区及の緑区  )に、本店を有していること。						
		ケース						
		本公司はにおいて、賃借有石得に登載された中間事業所の所任地が上記にかり安  件を満たすこと。						
	   施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。						
	旭工天限守	(1) 本公告日において、平成22年度以降、国、地方公共団体等が発注した、						
		請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させ						
		た実績があること。						
		(2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「						
		(2) 本市発注の舗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「   工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点						
		を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知						
		日を基準とする。						
	2に掲げるもの以							
	外に提出を要する							
	書類							
	閲覧等の方法及び	電子配布						
設	開始期日	令和3年2月22日(月)から						
計図	質問受付期間	令和3年2月22日 (月) 午前9時から						
図書等	貝미文门朔间	つれ3年2月22日 (月) 干削3時から   令和3年3月 3日 (水) 午後5時まで						
等	   質問回答期日	令和3年3月8日(月)						
/₽ ≢π								
木司	[金及び支払方法	入 札 保   免除   契 約 保   要   前金払   有   部分払   有						
, , • HIL								
	. Ash	証金 証金 おひょぶり フォカー・ボン・ボン・ボン・ボン・ボン・ボン・ボン・ボン・ボン・ボン・ボン・ボン・ボン・						
その	他	・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当						
	他	・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。						
	他	・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和3年4月1日以						
その		・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和3年4月1日以降でないとできない。						
その	·他 · · · 拉当課	・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和3年4月1日以降でないとできない。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号						
その		・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和3年4月1日以降でないとできない。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課						
その		・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和3年4月1日以降でないとできない。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号						
その 工事		・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和3年4月1日以降でないとできない。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課						
その 工事	担当課	・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和3年4月1日以降でないとできない。 さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路維持課 電話 048-840-6224						

却約	整理番号	02-4456-66						
	- 方法	一般競争入札(電子)						
	形態	単体企業						
工事		仲町小前歩道橋補修工事						
	場所	さいたま市浦和区常盤6丁目地内外						
	期間	契約確定の日から令和3年9月30日まで						
概要		橋梁塗装エー式 当て板補修エー式 舗装打換エー式 橋面防水エー式 排水管 補修エー式 足場エー式						
予定	価格 (税込)	24,574,000円						
最低	制限価格	設定する						
参加	申請受付期間	令和3年3月4日(木)午前9時から 令和3年3月8日(月)午後5時まで						
スお	書提出期間	令和3年3月 9日 (火) 午前9時から						
/\1L	自尼山为间	令和3年3月10日(水) 午後5時まで						
問ね	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室						
<del>    </del>	NOMINIX O' II 时	令和3年3月11日 (木) 午後2時30分						
	名簿登載業種等	土木工事業 B級						
参	石	1 1111						
加 資		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(						
頁 格		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ						
ТП		ること。						
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内(中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区						
		)に、本店を有していること。						
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要						
		件を満たすこと。						
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完						
		成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回って						
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす						
		る。						
	2に掲げるもの以	_						
	外に提出を要する							
	書類							
	閲覧等の方法及び							
設	開始期日	令和3年2月22日(月)から						
計図								
書	質問受付期間	令和3年2月22日(月)午前9時から						
等		令和3年3月 3日(水)午後5時まで						
	質問回答期日	令和3年3月8日(月)						
保証	金及び支払方法	入 札 保   免除   契 約 保   要   前金払   有   部分払   有       証金   証金						
その	他	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案						
		件である。						
		・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当						
		・ 本工事は、						
		・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和3年4月1日以						
		・ 本工事は債務負担行為該当条件のため、則払金等の請求は予和3年4月1日以 降でないとできない。						
十重	担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号						
上尹	7三 =	さいたま川中央区下路台5JFF番I0号   さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課						
		電話 048-840-6205						
契約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号						
> =/1:3								
契約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

<b>契約</b>	整理番号	02-4487-	- 3 9					
	- 方法	一般競争入札(電子)						
	形態	単体企業						
工事	717 70.	芝川第12処理分区下水道工事(南建-R3S-1302)						
	· ·場所	さいたま市緑区大		护(用建	K J J	302)		
	期間	契約確定の日から		Волпт				
						** \ 100 7		a T
概要		延長 182.7m 管 着 組立1号マンホー						-ルエ
予定	価格 (税込)	事後公表						
最低	制限価格	設定する						
参加	申請受付期間	令和3年3月4日	1(木)午前:	9 時から				
		令和3年3月8日	(月)午後:	5 時まで				
入札	書提出期間	令和3年3月 9	日(火)午前	前9時から				
		令和3年3月10	日(水)午往	後5時まで				
開札の場所及び日時		さいたま市浦和区	常盤6丁目	4番4号	さいたます	7役所 入	、札室	
		令和3年3月11	日(木)午往	後2時40	分			
参	名簿登載業種等	土木工事業 C 級	ż					
加		本公告目において	、平成31	<ul><li>32年度</li></ul>	のさいたま	ミ市競争入	、札参加資格	者名簿(
資		以下「資格者名簿	乳」という。)	に、上記	に示す業種	重及び等級	で登載され	た者であ
格		ること。						
	所在地区分	さいたま市南部建	設事務所の原	听管区域内	(中央区、	桜区、浦	<b>前和区、南区</b>	及び緑区
		さいたま市南部建設事務所の所管区域内(中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区))に、本店を有していること。						
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要						
		件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。						
		(1) 本公告目に				地方公共	団体等が発	注した、
		請負代金額が	500万円以	(上の土木	工事又は舗	諸装工事を	元請として	完成させ
		請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。						
		(2) 本市発注の	土木工事につ	いて、本な	公告日以前	3箇月に	おいて、通知	知した「
		工事完成検査	結果及び工事	成績評定約	吉果通知書	」の「評:	定点合計」;	が 6 5 点
		工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点 を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知					書の通知	
		日を基準とする。						
	2に掲げるもの以	_						
	外に提出を要する							
	書類							
設	閲覧等の方法及び	電子配布						
計	開始期日	令和3年2月22	日(月)から	ò				
図	質問受付期間	令和3年2月22	日(月)午前	前9時から				
書等		令和3年3月 3	日(水)午往	後5時まで				
4	質問回答期日	令和3年3月8日(月)						
保証	金及び支払方法	入札保 免除	契約保	要	前金払	有	部分払	有
		証金	証金					
その	他	・本工事は、現場	骨代理人の常見	注義務の緩	和のうち、	兼務を認	以める対象エ	事に該当
		する。						
		・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和3年4月1日以						
		降でないとできない。						
工事	担当課	さいたま市中央区	下落合5丁	∃ 7 番 1 0	号		·	
		さいたま市建設局	引南部建設事系	务所下水道	建設課			
		電話 048-8	40 - 62	6 3				
契約	担当課	さいたま市浦和区	常盤6丁目	4番4号			·	
		さいたま市財政局	引契約管理部割	契約課				
		電話 048-8	29 - 11	8 0				

却約	整理番号	02-4368-34							
	五年6月 方法	02-4368-34   一般競争入札 (電子)							
	<u>ガ伝</u>  形態								
		単体企業							
工事		鴻沼川流域貯留浸透施設整備工事(大宮三島公園)							
	場所	さいたま市北区櫛引町2丁目地内							
	期間	契約確定の日から令和3年7月30日まで							
概要		土工一式 石灰ダスト舗装 267 ㎡ 透水性アスファルト舗装 87 ㎡ 道路部舗装 0.15 ㎡ 周囲側溝 98m 集水桝 14 基 オリフィス桝 1 基 余水吐 1 基 周囲小 堤工 105m 管渠工 33m 付帯施設撤去復旧工一式							
予定	価格 (税込)	事後公表							
	制限価格	設定する							
	申請受付期間	令和3年3月4日(木)午前9時から 令和3年3月8日(月)午後5時まで							
入札	書提出期間	令和3年3月 9日(火)午前9時から							
開札	の場所及び日時	令和3年3月10日(水)午後5時まで さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室							
	力体改卦光廷林	令和3年3月11日(木)午後2時50分							
参加資格	名簿登載業種等 	土木工事業 B級本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内(西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区)に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要							
	施工実績等	件を満たすこと。 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とす							
	2 に掲げるもの以 外に提出を要する 書類	る。 -							
設	閲覧等の方法及び	電子配布							
計	開始期日	令和3年2月22日(月)から							
図 書	質問受付期間	令和3年2月22日(月)午前9時から 令和3年3月 3日(水)午後5時まで							
等	質問回答期日	令和3年3月8日(月)							
保証	金及び支払方法	入札保     免除     契約保     要     前金払     有     部分払     有       証金     証金							
その他		・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和3年4月1日以降でないとできない。							
工事	担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所河川整備課 電話 048-646-3230							
契約	担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

	]整理番号	02-5436-3						
入村	.方法	一般競争入札(電子)						
	  形態	2者による特定共同企業体						
工事		見沼通船堀(西縁)再整備工事						
	· ·場所	元石囲船畑 (四縁) 丹笠畑工事   さいたま市緑区大字大間木地内						
	· 物間	議会の議決を得たる日から令和4年9月30日まで						
概要								
		連続繊維補強土築造工 617 m かごマットエ 2562 m 盛土補強工一式 関枠工 一式 転落防止柵設置工 608m 高木剪定、伐採工一式						
	(価格(税込)	360,041,000円						
調査基準価格		設定する(失格基準有)						
参加	1申請受付期間	令和3年3月11日(木)午前9時から						
		令和3年3月15日(月)午後5時まで						
入札書提出期間		令和3年3月16日(火)午前9時から						
		令和3年3月17日(水)午後5時まで						
開札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年3月18日(木)午後1時30分						
参	名簿登載業種等	代表構成員 土木工事業 S級						
加		その他の構成員 土木工事業 S級又はA級						
資格		特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、平成31・32年度のさいた						
格		ま市競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業						
		種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	代表構成員 さいたま市内に、本店を有していること。						
	/// 12.012/4	その他の構成員 さいたま市内に、本店を有していること。						
		特定共同企業体の各構成員は、本公告日において、資格者名簿に登載された申請						
		事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	代表構成員及びその他の構成員						
	旭工人展刊	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完						
		本市先往のエポエ事に がく、本公百百以前 3 箇方においく、通知した「エ事先   成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が 6 5 点を下回って						
		「						
		る。						
	2に掲げるもの以							
	2に掲げるもの以外に提出を要する							
	外に提出を要する							
<b>⇒</b> n,	外に提出を要する 書類							
設計	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び	電子配布						
設計図	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日	- 電子配布 令和3年2月22日(月)から						
計図書	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び	- 電子配布 令和3年2月22日(月)から 令和3年2月22日(月)午前9時から						
計 図	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間	- 電子配布 令和3年2月22日(月)から 令和3年2月22日(月)午前9時から 令和3年3月10日(水)午後5時まで						
計図書等	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日	- 電子配布 令和3年2月22日(月)から 令和3年2月22日(月)午前9時から 令和3年3月10日(水)午後5時まで 令和3年3月15日(月)						
計図書等	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間	電子配布 令和3年2月22日(月)から 令和3年2月22日(月)午前9時から 令和3年3月10日(水)午後5時まで 令和3年3月15日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有						
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	電子配布 令和3年2月22日(月)から 令和3年2月22日(月)午前9時から 令和3年3月10日(水)午後5時まで 令和3年3月15日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 知から						
計図書等	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	□ 電子配布 令和3年2月22日(月)から 令和3年2月22日(月)午前9時から 令和3年3月10日(水)午後5時まで 令和3年3月15日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金						
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	□ 電子配布 令和3年2月22日(月)から 令和3年2月22日(月)午前9時から 令和3年3月10日(水)午後5時まで 令和3年3月15日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 前金払 有 部分払 有 正金 においたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案 件である。						
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	□ 電子配布 令和3年2月22日(月)から 令和3年2月22日(月)午前9時から 令和3年3月10日(水)午後5時まで 令和3年3月15日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金						
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	電子配布 令和3年2月22日(月)から 令和3年2月22日(月)午前9時から 令和3年3月10日(水)午後5時まで 令和3年3月15日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金						
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	電子配布 令和3年2月22日(月)から 令和3年2月22日(月)午前9時から 令和3年3月10日(水)午後5時まで 令和3年3月15日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 前金払 有 部分払 有 正金 にないたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案 件である。 ・さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例( 平成13年さいたま市条例第48号)の定めるところにより、議会の議決に付さ なければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決						
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	電子配布 令和3年2月22日(月)から 令和3年2月22日(月)午前9時から 令和3年3月10日(水)午後5時まで 令和3年3月15日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。・さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成13年さいたま市条例第48号)の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担す						
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	電子配布 令和3年2月22日(月)から 令和3年2月22日(月)午前9時から 令和3年3月10日(水)午後5時まで 令和3年3月15日(月) 八札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。・さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成13年さいたま市条例第48号)の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。						
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	電子配布 令和3年2月22日(月)から 令和3年2月22日(月)午前9時から 令和3年3月10日(水)午後5時まで 令和3年3月15日(月)						
計図書等保証	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	電子配布 令和3年2月22日(月)から 令和3年2月22日(月)午前9時から 令和3年3月10日(水)午後5時まで 令和3年3月15日(月) 八札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 証金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案件である。・さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成13年さいたま市条例第48号)の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課						
計図書等 保 その 工事	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 か他	電子配布 令和3年2月22日(月)から 令和3年2月22日(月)午前9時から 令和3年3月10日(水)午後5時まで 令和3年3月15日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 正金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案 件である。 ・さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例( 平成13年さいたま市条例第48号)の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課 電話 048-829-1723						
計図書等 保 その 工事	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法	電子配布 令和3年2月22日(月)から 令和3年2月22日(月)午前9時から 令和3年3月10日(水)午後5時まで 令和3年3月15日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 正金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案 件である。 ・さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例( 平成13年さいたま市条例第48号)の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課 電話 048-829-1723 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号						
計図書等 保 その 工事	外に提出を要する 書類 閲覧等の方法及び 開始期日 質問受付期間 質問回答期日 金及び支払方法 か他	電子配布 令和3年2月22日(月)から 令和3年2月22日(月)午前9時から 令和3年3月10日(水)午後5時まで 令和3年3月15日(月) 入札保 免除 契約保 要 前金払 有 部分払 有 正金 ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」の対象案 件である。 ・さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例( 平成13年さいたま市条例第48号)の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約につき、建設工事請負仮契約書を取り交わし、議会の議決後に本契約を締結する。なお、仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課 電話 048-829-1723						

契約	整理番号	02-4356-124						
	<u> </u>	一般競争入札(電子)						
	<u> </u>	単体企業						
工事		歩道整備工事(一般県道蒲生岩槻線・R3釣上工区)						
	<del>五</del> 場所	少旦笠浦工事 (一般宗旦浦生名機線・K3到工工区)   さいたま市岩槻区大字釣上地内外						
	期間	契約確定の日から令和3年12月28日まで						
概要		延長 326m 土工一式 排水構造物工 側溝工 288m 集水桝工 9基 暗渠 取付管工 7m 縁石工 歩車道境界ブロック 296m 地先境界ブロック 286 工 車道舗装 2510 ㎡ 歩道舗装 609 ㎡ 撤去工一式 付帯工一式						
子完	価格 (税込)	工						
	制限価格	ひり、112,000円   設定する						
	申請受付期間	令和3年3月11日(木)午前9時から						
多加	中间文门规则	つれる午3月11日 (木) 干削り時から   令和3年3月15日 (月) 午後5時まで						
7 +1	李相川知問							
八化	書提出期間	令和3年3月16日(火)午前9時から						
HH TI	о III т 7 % п п т	令和3年3月17日(水)午後5時まで						
用札	の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室						
	+ htt 3% +h 316 15 he	令和3年3月18日(木)午後1時40分						
参	名簿登載業種等	土木工事業 S級	W. A. Mr. /					
加 資		本公告日において、平成31・32年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿(						
格格		以下「資格者名簿」という。)に、上記に示す業種及び等級で登載された者であ						
114		ること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。						
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に						
	the contraction of	件を満たすこと。	F					
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した						
		成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を						
		いないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準	準とす					
		<u>5.</u>						
	2に掲げるもの以	_						
	外に提出を要する							
	書類							
設	閲覧等の方法及び		電子配布					
計	開始期日	令和3年2月22日(月)から						
図書	質問受付期間	令和3年2月22日(月)午前9時から						
等等		令和3年3月10日(水)午後5時まで						
,1	質問回答期日	令和3年3月15日(月)						
保証	金及び支払方法	↑ 入札保 │ 免除 │ 契約保 │ 要 │ 前金払 │ 有 │ 部分払 │	有					
		証金 証金						
その	他	・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事(R2)」(	の対象案					
		件である。						
		・本工事は債務負担行為該当案件のため、前払金等の請求は令和3年4月1日以						
		降でないとできない。						
工事	担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1						
		さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課						
		電話 048-646-3207						
≠刀 ∜∽	扣水細	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号						
买剂	担当課							
		さいたま市財政局契約管理部契約課						
		電話 048-829-1180						

## さいたま市告示第309号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年2月22日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市北区奈良町107番4、107番15、107番16、107番17、107番18、 107番19、107番20、107番21、107番22、107番23、107番24

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市南区沼影一丁目13番1 ポラスタウン開発株式会社 代表取締役 中内 晃次郎

3 許可番号

令和3年2月1日 第変-N2020072号

4 検査済証番号

令和3年2月19日 第完-N2020072号

# さいたま市告示第310号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を廃止したので、さいたま市建築基準法施行細則(平成13年規則第215号)第13条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年2月22日

さいたま市長 清 水 勇 人

## 1 申請者

- (1) 住所 (省略)
- (2) 氏名 (省略)

## 2 道路廃止の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市西区大字指扇字五味貝戸447番2の一部
- (2) 廃止の年月日 令和3年2月19日
- (3) 廃止の番号 第北廃20-008号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 16.50m

### さいたま市告示第311号

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及びさいたま市市税条例(平成13年さいたま市条例第67号)第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和3年2月22日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 送達をする書類
  - 市県民税(普通徴収) 督促状
  - 市県民税(特別徴収) 督促状
  - · 固定資産税·都市計画税 督促状
  - 法人市民税 督促状
  - 国民健康保険税(普徴) 督促状
  - 軽自動車税(種別割) 督促状
- 2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称 別紙のとおり(別紙省略)
- 3 その他
- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなす。
- 4 連絡先
- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048 (646) 3043

### さいたま市告示第312号

さいたま市重度要介護高齢者等寝具乾燥事業業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、 地方自治法施行令(昭和22年政令16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づ き公告する。

令和3年2月22日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 件名

さいたま市重度要介護高齢者等寝具乾燥事業業務

- (2) 履行場所さいたま市内
- (3) 業務概要 仕様書のとおり
- (4) 履行期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(業務委託)(以下「名簿」という。) に業務「福祉サービス」又は「その他」で登載され、引き続き同業務で令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこと とされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 平成28年4月1日から令和3年1月31日までの期間で、国(独立行政法人を含む。)若しくは地方公共団体と寝具乾燥の契約締結実績を有する者又は宿泊施設若しくは特別養護老人ホーム等の寝具類が常時必要な施設と寝具乾燥の契約締結実績を有する者であること。
- 3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課担当 三ノ輪 電話 048(829)1260

(2) 交付期間

告示の日から令和3年3月8日(月)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年3月12日(金)午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

- 6 入札手続等
  - (1) 入札方法

単価で行う。入札金額は、洗濯乾燥消毒及び乾燥消毒それぞれの1件当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月19日(金)午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市浦和区役所1階介護認定審査会室

(3) 入札保証金

見積もった金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、 さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免 除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月19日(金)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課電話 048(829)1260 FAX 048(829)1981

## 7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

## 8 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書、現場等の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局長寿応援部高齢福祉課及びホームページにおいて閲覧できる。

https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html

(4) 詳細は、入札説明書による。

### さいたま市告示第313号

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及びさいたま市市税条例(平成13年さいたま市条例第67号)第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和3年2月22日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 送達をする書類
  - · 市県民税 督促状
  - · 固定資産課税·都市計画税 督促状
  - 国民健康保険税 督促状
  - 軽自動車税 督促状
- 2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称

督促状

別紙のとおり (別紙省略)

- 3 その他
- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。
- 4 連絡先
  - (1) 担当 さいたま市役所 財政局 南部市税事務所 納税課
  - (2) 電話 048 (829) 1732~1734

## さいたま市告示第314号

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及びさいたま市市税条例(平成13年さいたま市条例第67号)第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和3年2月22日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 送達をする書類
  - 担保権設定等財産の差押通知書
- 2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称 別紙のとおり(別紙省略)
- 3 その他
  - (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
  - (2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。
- 4 連絡先
- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 南部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048 (829) 1732~1734

## さいたま市告示第315号

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及びさいたま市市税条例(平成13年さいたま市条例第67号)第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和3年2月22日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 送達をする書類
  - 差押調書(謄本)
- 2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称 別紙のとおり(別紙省略)
- 3 その他
- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。
- 4 連絡先
- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 南部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048 (829) 1732~1734

### さいたま市告示第316号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模 小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第 5条第3項の規定に基づき公告します。

令和3年2月22日

さいたま市長 清 水 勇 人

### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 武蔵浦和駅南ビル

所在地 さいたま市南区白幡五丁目19番19号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社ジェイアール東日本都市開発

代表者 代表取締役 出口 秀已

所在地 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

(3) 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

午前6時30分から午後9時30分

但し、株式会社ローソンのみ24時間

(変更後)

午前6時30分から午後9時30分

但し、株式会社ローソン及び株式会社ドン・キホーテのみ24時間

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

駐車場	駐車可能時間帯
店舗南側隔地 駐車場①	午前6時~午後10時
店舗南側 駐車場②	午前6時~午後10時

## (変更後)

駐車場	駐車可能時間帯
店舗南側隔地 駐車場①	2 4 時間
店舗南側 駐車場②	2 4 時間

(4) 変更する年月日

令和3年3月26日

(5) 変更する理由

小売業者出店による営業計画変更のため。

2 届出年月日

令和3年2月10日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和3年2月22日から令和3年6月22日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

- 4 届出及び添付書類の縦覧場所
  - (1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048 (829) 1364

FAX 048 (829) 1944

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048 (829) 6179

FAX 048 (829) 6235

- 5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。
  - (1) 意見書の提出期間

令和2年2月22日から令和3年6月22日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048 (829) 1364

FAX 048 (829) 1944

### さいたま市告示第317号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年2月22日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市北区奈良町123番1、123番29、123番30、123番31、123番32、123番33、123番34、123番35、123番36、123番37、123番38、123番39、123番40、123番41、123番42、123番43、123番44、123番45、123番46

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 さいたま市南区南浦和二丁目27番1号 エバープラザ402 株式会社 エバートラスト 代表取締役 寺田 光郎

3 許可番号

令和2年12月18日 第変-N2020082号

4 検査済証番号 令和3年2月19日 第完-N2020082号

### さいたま市告示第318号

さいたま市『ふるさと応援』寄附事務代行業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年2月24日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 件名

さいたま市『ふるさと応援』寄附事務代行業務

(2) 履行場所

受託者作業場所 外

(3) 業務概要

さいたま市『ふるさと応援』寄附に関する事務の代行(詳細は業務委託仕様書による。)

(4) 履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(業務委託) (以下「名簿」という。)に業務「その他」で登載され、引き続き同業務で令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこと とされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 過去2年の間に地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。
- 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロードする。

https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p079021.html

(2) 交付期間

告示日から令和3年3月9日(火)まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札参加申込み及び競争入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書の交付

ア 交付方法

3(1)に同じ

イ 交付期間

3(2)に同じ

(3) 競争入札参加申込兼資格確認申請書等の提出

ア提出先

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局財政部財政課 担当 財源係 電話 048(829)1155

イ 受付期間

告示日から令和3年3月9日(火)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで)

ウ 提出部数

1 部

エ 提出方法

郵送又は持参

※ 郵送による場合、提出は受付期間中に必着とする。

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、郵送にて競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。郵送にて交付するため、4の書類提出時において、84円切手を貼付した返信用封筒をあわせて提出すること。

- 6 入札手続等
  - (1) 入札方法

ア 郵送(一般書留(簡易書留を含む。)又はレターパックプラス)による提出とする。

イ 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 提出書類

入札説明書に定める書類

(3) 提出書類の到達期限及び提出先

### ア 到達期限

令和3年3月16日(火)必着

#### イ 提出先

4(3)アに同じ

### (4) 入札に関する注意事項

## ア 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。入 札参加者が入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を提出しなければならない。ただし、 入札書等の到達後の入札辞退は認めないものとする。

#### イーその他

- (ア) 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者 は、入札に参加できない。
- (イ) 入札書等を持参により提出することはできない。
- (ウ) 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

#### (5) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

## (6) 開札の日時及び場所

#### アー日時

令和3年3月17日(水)午前10時00分

### イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所 3階 西側会議室

# (7) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

### (8) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、執行立会人がくじを引き、落札者を 決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

なお、初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、再度期日を定め 再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札 において無効な入札を行った者は、再度入札に参加することができない。再度入札は、1回とす る。

## (9) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

## (10) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部財政課

電話 048 (829) 1155 FAX 048 (829) 1974

## 7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

# 8 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約条項等は、さいたま市財政局財政部財政課及びホームページにおいて閲覧できる。 https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html
- (4) 詳細は、入札説明書による。

### さいたま市告示第319号

さいたま市地方公会計システム賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年2月24日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 件名

さいたま市地方公会計システム賃貸借

(2) 借入場所 さいたま市データセンター外

(3) 数量・特質等仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(物品納入等)(以下「名簿」という。)に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登載され、引き続き同営業種目で令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

- イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこと とされた者
- (3) 本入札の告示日から開札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱(平成19年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード

https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/005/p079185.html

(2) 交付期間

告示の日から令和3年3月10日(水)まで

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

告示の日から令和3年3月10日(水)まで(持参の場合は、さいたま市の休日を定める条例 (平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時 まで)

(3) 受付場所

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部財政課担当 企画係 電話 048(829)1154

(4) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、受付期間内必着。)

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付方法

全て郵送とする。

(2) 交付日

令和3年3月16日(火)までに交付するものとする。

- 6 入札手続等
  - (1) 入札方法

ア 郵送(一般書留(簡易書留を含む。)又はレターパックプラス)による提出とする。

- イ 単価(月額)で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の受領期限及び送付先
  - ア 受領期限

令和3年3月18日(木)必着

イ 送付先

4(3)に同じ

(3) 入札保証金

見積もった金額(月額)に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月19日(金)午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所3階財政課会議室

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局財政部財政課 電話 048(829)1154 FAX 048(829)1974

## 7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(月額)に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま 市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

#### 8 その他

- (1) この調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約条項等は、さいたま市財政局財政部財政課及びホームページにおいて閲覧できる。 <a href="https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html">https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html</a>
- (3) 詳細は、入札説明書による。

### さいたま市告示第320号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年2月24日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市桜区道場一丁目79番1、79番19、79番31、79番32、79番33、79番34、79番35、79番36、79番37、79番38、79番39、79番40、79番41、79番42、79番43(うち第二工区)

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都西東京市東伏見三丁目6番19号 タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕

3 許可番号

令和2年11月20日 第 開-S2020067 号

4 検査済証番号

令和3年2月22日

第 完 2 S 2 O 2 O O 6 7 号

# さいたま市告示第321号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年2月24日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 さいたま市岩槻区大字表慈恩寺字東689番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (省略)
- 3 許可番号 令和 2年 9月24日 第開-N2020073号
- 4 検査済証番号 令和 3年 2月22日 第完-N2020073号

### さいたま市告示第322号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告した一般競争入札について、次のとおり変更する。

令和3年2月24日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 変更する一般競争入札
  - (1) 令和3年2月8日さいたま市告示第250号

契約整理番号 02-4368-28

工事名 金重ポンプ場排水ポンプ交換工事(北河R3)

(2) 令和3年2月15日さいたま市告示第288号

ア 契約整理番号 02-4465-51

工事名 スマイルロード整備工事(R3市道G-225号線)

イ 契約整理番号 02-4465-52

工事名 道路修繕工事(R3一般県道大谷本郷さいたま線)

ウ 契約整理番号 02-4468-20

工事名 千貫樋樋門ポンプ交換外工事(南河 R 3)

工 契約整理番号 02-4365-144

工事名 スマイルロード整備工事(R3市道10797号線)

才 契約整理番号 02-4365-145

工事名 スマイルロード整備工事(R3市道10394号線)

カ 契約整理番号 02-4365-140

工事名 スマイルロード整備工事(R3市道10601号線)

(3) 令和3年2月15日さいたま市告示第289号

ア 契約整理番号 02-4365-138

工事名 道路修繕工事(R3市道4128号線)

イ 契約整理番号 02-4365-143

工事名 道路修繕工事(R3主要地方道さいたま春日部線)

ウ 契約整理番号 02-4365-139

工事名 スマイルロード整備工事(R3市道40324号線)

(4) 令和3年2月22日さいたま市告示第308号

ア 契約整理番号 02-4365-146

工事名 スマイルロード整備工事(R3市道11840号線)

イ 契約整理番号 02-4465-50

工事名 スマイルロード整備工事(R3市道第331号線)

ウ 契約整理番号 02-4365-147

工事名 スマイルロード整備工事(R3一般県道大谷本郷さいたま線)

工 契約整理番号 02-4465-53

工事名 道路修繕工事(R3主要地方道さいたま幸手線外)

才 契約整理番号 02-4465-54

## さいたま市告示一覧(令和3年2月16日から同月28日まで)

工事名 道路修繕工事(R3一般国道122号)

カ 契約整理番号 02-4465-55

工事名 スマイルロード整備工事(R3市道第269号線)

キ 契約整理番号 02-4456-66

工事名 仲町小前歩道橋補修工事

ク 契約整理番号 02-4487-39

工事名 芝川第12処理分区下水道工事(南建-R3S-1302)

ケ 契約整理番号 02-4368-34

工事名 鴻沼川流域貯留浸透施設整備工事 (大宮三島公園)

コ 契約整理番号 02-5436-3

工事名 見沼通船堀(西縁)再整備工事

サ 契約整理番号 02-4356-124

工事名 歩道整備工事 (一般県道蒲生岩槻線・R3釣上工区)

### 2 変更する箇所

「 その他 」 」欄に「本工事は契約後、契約締結日の単価に変更するための協議を請求することができる。」を追加する。

### さいたま市告示第323号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年2月25日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま都市計画事業浦和東部第一特定土地区画整理事業49街区1-1画地、1-2画地、2-1画地、2-2画地、3-1画地、3-2画地、4-1画地、4-2画地、5-1画地、5-2画地、6-1画地、6-2画地、7-1画地、7-2画地、8-1画地、8-2画地、9-1画地、9-2画地、10-1画地、10-2画地、11-1画地、11-2画地、12-1画地、12-2画地、13-1画地、13-2画地、14-1画地、14-2画地、15-1画地、15-2画地、16-2画地、16-2画地、17-1画地、17-2画地、18-1画

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

越谷市南越谷一丁目21番地2

株式会社中央住宅 代表取締役 品川 典久

蕨市、越谷市中央一丁目10番2号、大沢566番地1

株式会社高砂建設 代表取締役 風間 健、株式会社アキュラホーム埼玉中央 代表取締役 前田 和廣

3 許可番号

令和2年11月20日 第 変 - S 2 0 2 0 0 3 5 号

4 検査済証番号

令和3年2月24日

第 完 2 S 2 O 2 O O 3 5 号

## さいたま市告示第324号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のと おり実施する。

令和3年2月25日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 検査対象となる特定計量器 質量計(ひょう量が500kg以下の電気式はかり及び機械式はかり)
- 2 区 域 さいたま市内全域
- 3 期 日令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 4 場 所 計量器の所在場所若しくは計量検査所が指定する場所

### さいたま市告示第325号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の5第4項の規定により、法第86条第1項の 公告認定対象区域内において、一敷地内にあるものとみなされる建築物に係る一団地の区域の取消を 次のとおり告示する。

令和3年2月25日

さいたま市長 清 水 勇 人

## 1 対象区域

さいたま市桜区田島六丁目440番1、2、459番1、2、462番2、463番1、3、464番2、3、4、476番2、3、4、491番1、3、492番2、3、498番2、505番2、506番2、3、4、519番1の一部、3、4、520番2、3、4、534番3、540番2の一部、555番2の一部、556番1、4、5、6、7、569番3、587番2、4、588番2、4、608番4、621番2、5、622番4、642番4、652番2、5、653番3、1890番、1933番3

- 2 認定通知書交付番号及び年月日
  - (1) 認定通知交付番号 建建建行認 第7号
  - (2) 認定通知交付年月日 令和元年 11月 19日
- 3 認定取消通知書交付番号及び年月日
  - (1) 認定取消通知交付番号 建建建行取 第1号
  - (2) 認定取消通知交付年月日 令和3年 2月25日

## さいたま市告示第326号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第2項の公告認定対象区域内において、一敷地内にあるものとみなされる建築物に係る一団地の区域を次のとおり認定したので、同条第8項に規定により告示する。

令和3年2月25日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 対象区域

さいたま市桜区田島六丁目556番1の一部、588番2 (1街区西ブロック)

2 縦覧場所

- 3 認定通知書交付番号及び年月日
- (1) 認定通知交付番号 建建建行認第10号
- (2) 認定通知交付年月日 令和3年2月25日

## さいたま市告示第327号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第2項の公告認定対象区域内において、一敷地内にあるものとみなされる建築物に係る一団地の区域を次のとおり認定したので、同条第8項に規定により告示する。

令和3年2月25日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 対象区域

さいたま市桜区田島六丁目556番1の一部(1街区東ブロック)

2 縦覧場所

- 3 認定通知書交付番号及び年月日
  - (1) 認定通知交付番号 建建建行認第11号
  - (2) 認定通知交付年月日 令和3年2月25日

## さいたま市告示第328号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第2項の公告認定対象区域内において、一敷地内にあるものとみなされる建築物に係る一団地の区域を次のとおり認定したので、同条第8項に規定により告示する。

令和3年2月25日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 対象区域

さいたま市桜区田島六丁目440番1 (2街区)

2 縦覧場所

- 3 認定通知書交付番号及び年月日
  - (1) 認定通知交付番号 建建建行認第12号
  - (2) 認定通知交付年月日 令和3年2月25日

## さいたま市告示第329号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第2項の公告認定対象区域内において、一敷地内にあるものとみなされる建築物に係る一団地の区域を次のとおり認定したので、同条第8項に規定により告示する。

令和3年2月25日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 対象区域

さいたま市桜区田島六丁目1890番、459番1 (3街区)

2 縦覧場所

- 3 認定通知書交付番号及び年月日
  - (1) 認定通知交付番号 建建建行認第13号
  - (2) 認定通知交付年月日 令和3年2月25日

## さいたま市告示第330号

令和3年3月21日に実施するさいたま都市計画事業南与野駅西口土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、令和3年1月28日から同年2月10日まで公衆の縦覧に供したところ、土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第21条第3項の規定に基づく異議の申出がなかったので、同令第22条第1項の規定により公告するとともに、この選挙において選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので、同令第22条第4項の規定に基づき公告する。

令和3年2月25日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 選挙すべき委員の数
  - (1) 宅地所有者が選挙すべき委員の数 7人
  - (2) 借地権者が選挙すべき委員の数 1人

### さいたま市告示第331号

農業振興地域整備計画を変更するので、「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和 44 年法律第 58 号)第 13 条第 4 項で準用する同法第 11 条第 1 項の規定に基づき公告するとともに、当該農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、さいたま市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のあると きは縦覧期間中にさいたま市に対し意見書を提出することができる。

また、当該農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和3年2月26日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 農用地利用計画の変更案の縦覧場所 さいたま市役所経済局農業政策部農業環境整備課
- 2 農用地利用計画の変更案の縦覧期間

自 令和3年 2月26日

至 令和3年 3月29日

3 連絡先

担当 さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課

電話 048 (829) 1377

## さいたま市告示第332号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号。以下「支援法」という。)第 14 条第 4 項の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 3 及び支援法第 14 条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年2月26日

さいたま市長 清 水 勇 人

別紙のとおり

## 指定医療機関

名 称 ( 氏 名 )	所 在 地	開設者名	指定年月日
医療法人鳳仁会 七五三こどもクリニック	さいたま市桜区五関 1 5 0 - 5 M N ビル	医療法人鳳仁会	R03. 01. 01
ひまわり訪問看護ステーション	さいたま市中央区本町東5-19-7 Village北栄201号	株式会社ナチュラルハート	R03. 01. 01

## さいたま市告示第333号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「支援法」という。)第14条第4項の規定による指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年2月26日

さいたま市長 清 水 勇 人

別紙のとおり

## 指定医療機関

名	称	所	在	地	廃止年月日
七五三こどもクリニック		さいたま市桜区 MNビル	五関150-5		R02. 12. 31
つのだ歯科		さいたま市緑区	[大牧 1 2 1 8 <b>-</b> 3	2	R03. 01. 06
医療法人 白楽会 リーフデンタルクリニック	7	さいたま市岩槻 ケイズグランド	区本町3-3-8 パークA		R03. 01. 14
ななさと菜のはな歯科クリ	ーニック	さいたま市見沼	区風渡野248		R02. 10. 09
オルフェデンタル		さいたま市大宮	区櫛引町1-52	9 — 1 F	R03. 01. 14
いちご訪問看護ステーショ	ン		·区本町東 5 - 1 1		R02. 12. 31
		CORPRAT	`E 北栄 1 0 2 号室		

## さいたま市告示第334号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号。以下「支援法」という。)第 14 条第 4 項の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第 55 条の3 及び支援法第 14 条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年2月26日

さいたま市長 清 水 勇 人

別紙のとおり

## 指定施術者

氏	名	住	所	名	称	所	在	地	指定年月日
山田 真央		-		フレアス在宅マッ					110010111
山田 真央		-	-	フレアス在宅マッ	サージ大宮施術所	さいたま市北	区奈良町3-	7 – A 2 0 6	R03. 01. 14

## さいたま市告示第335号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 55 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号。以下「支援法」という。)第 14 条第 4 項の規定による指定施術者から廃止の届出があったので生活保護法第 55 条の 3 及び支援法第 14 条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年2月26日

さいたま市長 清 水 勇 人

別紙のとおり

## 指定施術者

氏	名	住	所	名	称	所	在	地	廃止年月日
武藤 麻美		-	-	KE i ROW	白北ステーション	柏市西原	6 - 3 - 1	-101	R02. 12. 31
樋口 雅和		-	-	株式会社アメニ		さいたま市見 鯨井ビル		4 - 26 - 3	R02. 12. 29
大竹 金作		-	_		ージ治療院	さいたま市特			H27. 01. 06
武藤 麻美		-	_	KE i ROW	白北ステーション	柏市西原	6 - 3 - 1	-101	R02. 12. 31

## さいたま市告示第336号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「支援法」という。)第14条第4項の規定による指定介護機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年2月26日

さいたま市長 清 水 勇 人

別紙のとおり

## 指定介護機関(変更)

名	称	変	更	項	目	変	更	前	変	更	後	サービスの種類	変更年月日
松木歯科医院			名称	変更		さくらき	が松木歯科	斗医院	松木歯科	医院		居宅療養管理指導	Н30. 01. 10
松木歯科医院			名称	変更		さくらき	が松木歯科	斗医院	松木歯科	医院		介護予防居宅療養管理指導	Н30. 01. 10
訪問介護事業所	スコール	Ē	听在地	也変更		さいたま市見 ソレイユ			さいたま市見	沼区東大宮 3	-21-8	訪問介護	R02. 03. 27
訪問介護事業所	スコール	Ē	听在地	也変更			驱東大宮3 - -大宮 3 (		さいたま市見	沼区東大宮 3	-21-8	介護予防訪問介護	R02. 03. 27

## さいたま市告示第337号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「支援法」という。)第14条第4項の規定による指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3及び支援法第14条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年2月26日

さいたま市長 清 水 勇 人

別紙のとおり

## 指定介護機関(廃止)

名	称	所	在	地	サービスの種類	廃止年月日
イリーゼ大宮南中丸デ	イサービスセンター	さいたま市	ī見沼区南中丸 2 9 <b>-</b>	1	通所介護	R02. 12. 31
イリーゼ大宮南中丸デ	イサービスセンター	さいたま市	ī見沼区南中丸 2 9 —	· 1	介護予防通所介護	R02. 12. 31

### さいたま市告示第338号

さいたま市自転車等放置防止条例(平成13年さいたま市条例第205号)第10条第1項により 自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり 告示する。

令和3年2月26日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和3年 2月19日

- 3 保管場所及び放置箇所
  - (1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、 指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心 駅(東口)周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都 心駅(西口)周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 69台

- 6 連絡先
  - (1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所
  - (2) 電話 048(652)8812

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/02/15	武蔵浦和駅	埼玉県警18-8019231	B7D83510		
2021/02/16	南浦和駅西口	不明	B5A56678		
2021/02/16	武蔵浦和駅	埼玉県警19-192477174	VF19A00129		
2021/02/16	武蔵浦和駅	埼玉県警20-203407289	ZY9L199771		
2021/02/17	南浦和駅東口	埼玉県警09-9411144	H8D10126		
2021/02/17	西浦和駅	埼玉県警12-2565867	S2G17964		
2021/02/18	南浦和駅東口	埼玉県警15-5518221	B5H02873		
2021/02/18	南浦和駅東口	埼玉県警15-5270138	HL00981		
2021/02/18	西浦和駅	埼玉県警02-2427659	Z20604054		
2021/02/18	北戸田駅	石神井K-04057	V180903001		
2021/02/19	東浦和駅	埼玉県警18-8272272	F81E00540		
2021/02/19	武蔵浦和駅	埼玉県警15-5442023	VF5G01594		
2021/02/19	武蔵浦和駅	不明	153911809001184		

2021/02/22 1/5 ページ

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/02/15	大宮駅東口	埼玉県警17-7462944	A17AG40666		
2021/02/15	大宮駅東口	埼玉県警19-193014330	F19049890		
2021/02/15	大宮駅西口	埼玉県警19-193255979	STSDY03444		
2021/02/15	大宮駅西口	埼玉県警20-203819943	STTDF01301		
2021/02/15	大宮駅西口	高井戸E-3?729	K101K02674		
2021/02/15	宮原駅東口	埼玉県警17-7487764	S7H048456		
2021/02/15	東大宮駅東口	埼玉県警14-4199628	B3D57550		
2021/02/16	大宮駅東口	不明	GA2K80213		
2021/02/16	大宮駅西口	埼玉県警05-5536396	F080384		
2021/02/17	大宮駅東口	不明	YJS0701999		
2021/02/17	大宮駅東口	埼玉県警19-190357708	YZ0820039		
2021/02/17	大宮駅西口	埼玉県警18-8019522	A17AH02527		
2021/02/17	大宮駅西口	埼玉県警19-195100756	SC791923		
2021/02/17	大宮駅西口	埼玉県警17-7380926	V160619558		
2021/02/17	大宮駅西口	栃木県警11-89642	GD5M8463		
2021/02/17	七里駅	埼玉県警17-7462509	SMH022540		
2021/02/17	新都心駅東口	茨城県警察D-338100	H6J42872		
	I	1		I	

2021/02/22 2/5 ページ

大戸自転車保管所

			T.		70 日料中水百万
撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/02/15	浦和駅東口	埼玉県警07-7422051	7005450		
2021/02/15	浦和駅東口	練馬G-88494	S7D034841		
2021/02/15	浦和駅西口	不明	2B24744		
2021/02/15	新都心駅西口	小松川H-26275	WSBC602060376K		
2021/02/16	浦和駅東口	埼玉県警20-200159110	A19AK01079		
2021/02/16	浦和駅西口	高槻445573	B6L51670		
2021/02/16	北浦和駅西口	埼玉県警20-202908608	B0C11023		
2021/02/16	北浦和駅西口	不明	A15AG42607		
2021/02/16	与野本町駅	埼玉県警16-6438223	ASY1624486		
2021/02/17	浦和駅西口	埼玉県警17-7095144	B6K91149		
2021/02/17	与野駅西口	埼玉県警14-4424951	A14AE35218		
2021/02/17	北与野駅	埼玉県警14-4314637	F131215600		
2021/02/17	南与野駅	埼玉県警13-3267554	A12AL17747		
2021/02/18	浦和駅東口	埼玉県警13-3432620	A13AJ26819		
2021/02/18	浦和駅西口	埼玉県警20-201035155	B9G71503		
2021/02/18	浦和駅西口	埼玉県警19-194868618	B9X18246		
2021/02/18	与野駅東口	埼玉県警19-193542387	SVTE02456		
2021/02/18	与野駅西口	千葉県警メー189421	SB692704		
2021/02/18	与野駅西口	埼玉県警18-8442476	SC600939		
2021/02/18	与野駅西口	埼玉県警09-9586442	B9J14852		
2021/02/18	与野駅西口	埼玉県警18-8404519	A18AD01900		
2021/02/18	新都心駅西口	埼玉県警18-8124986	SA9715848		
2021/02/18	新都心駅西口	不明	FC9A03293		
2021/02/18	南与野駅	小松211982	GZ9A00144		
2021/02/19	浦和駅西口	埼玉県警19-194113420	STF051707		
2021/02/19	浦和駅西口	埼玉県警08-8403620	8P15184		

2021/02/22 3/5 ページ

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/02/19	北浦和駅東口	埼玉県警20-201604257	ASY19D2785		
2021/02/19	与野駅東口	埼玉県警19-194553013	V190306325		
2021/02/19	新都心駅西口	埼玉県警18-8186284	569895		

2021/02/22 4/5 ページ

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/02/15	岩槻駅	埼玉県警19-192763410	A15AH46843		
2021/02/16	岩槻駅	不明	S6L116803		
2021/02/16	岩槻駅	埼玉県警17-7243323	GF6L95211		
2021/02/17	岩槻駅	埼玉県警17-7038511	V161113722		
2021/02/18	岩槻駅	埼玉県警16-6473686	B6C09234		
2021/02/18	岩槻駅	埼玉県警18-8155904	A17MI26391		
2021/02/18	岩槻駅	埼玉県警18-8477264	V180810014		
2021/02/18	岩槻駅	埼玉県警11-1321074	B1C2O389		
2021/02/19	岩槻駅	千葉県警ヌ-169?18	A14AD89784		

合計: 68台

## 保管告示台帳(原動機付自転車)

No	撤去年月日	撤去場所	車両番号	車種	色	保管場所	車体番号
1	2月15日	中浦和駅	大宮区 さ 5055	ホンダ ジョーカー	銀	吉野原保管所	AF42-1007254

### さいたま市告示第339号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和3年2月26日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 武蔵浦和駅南ビル

所在地 さいたま市南区白幡五丁目19番19号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社ジェイアール東日本都市開発

代表者氏名 代表取締役 出口 秀已

住 所 東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者 氏名

(変更前) ㈱石井生花店を含む 43 社

別表 小売業者一覧表 (変更前) 参照

(変更後) 北星産業㈱を含む 36 社

別表 小売業者一覧表(変更後)参照

(4) 変更の年月日

別表 小売業者一覧表 (変更前) 及び (変更後) 参照

(5) 変更する理由

大規模小売店舗において小売業を行う者の退店、新規出店、代表者氏名変更、名称変更、住所変 更のため。

2 届出年月日

令和3年2月10日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和3年2月26日から令和3年6月28日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

- 4 届出及び添付書類の縦覧場所
  - (1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048 (829) 1364

FAX 048 (829) 1944

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048 (829) 6179

FAX 048 (829) 6235

- 5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。
  - (1) 意見書の提出期間令和3年2月26日から令和3年6月28日まで。
  - (2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048 (829) 1364

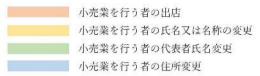
FAX 048 (829) 1944

小売業を行う者の退店
小売業を行う者の氏名又は名称の変更
小売業を行う者の代表者氏名変更
小売業を行う者の住所変更

## 別表 小売業者一覧表(変更前)

77.7.3%	7万元未有 见水(及火时)	W.	100		20	177
No	小売業者の名称	代表者氏名	住所	主として販売する物品	変更内容	変更日
1	㈱石井生花店	代表取締役 石井 政雄	さいたま市浦和区上木崎 1-2-1	生花	退店	令和元年6月30日
2	北星産業㈱	代表取締役 北村 和夫	さいたま市南区根岸 3-35-13	さいたま市南区根岸 3-35-13 カメラ、時計		H
3	㈱Buona Vita	代表取締役 志水 特児	東京都杉並区桃井 1-34-23	イタリアン惣菜	退店	令和2年5月6日
4	㈱サンドラッグ	代表取締役 才津 達郎	東京都府中市若松町 1-38-1	医薬品、薬、雑貨	代表者変更	令和元年5月1日
5	㈱ニュー・クイック	代表取締役 清水 富士雄	神奈川県藤沢市辻堂 2-7-1 湘南パールビル 6F	惣菜、精肉	代表者変更	令和2年4月1日
6	(株惣インターナショナフレ	代表取締役 丸山 和江	神奈川県横浜市戸塚区上倉田町 481-1	とんかつ	-	27
7	淋浜作	代表取締役 大舘 条太	東京都練馬区高松 1-18-5	塩干物	=	-
8	(相ショウクルーズ	代表取締役 川村 高弘	東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-59-8 原宿第2コーポ108	輸入食品	-	-
9	東京タイガ(株)	代表取締役 浜本 正治	東京都足立区南花畑 5-3-22	惣菜、弁当	退店	平成26年5月31日
10	構丸越	代表取締役 野田 明孝	愛知県名古屋市天白区道明町 71	漬物	-	na-
11	(株KSフロンティア	代表取締役 榊原 且雅	茨城県つくば市研究学園C47 街区 1-99	鶏惣菜	退店	平成30年11月30日
12	納魚耕	代表取締役 細田 兼作	東京都杉並区 L萩 1-14-12	佃煮、珍味、鮮魚、海産物	名称変更	平成26年7月1日
13	㈱梅林堂	代表取締役 栗原 良太	埼玉県熊谷市箱田 6-6-15	和菓子	住所変更	記載誤りによる
14	傾市川きんか	代表取締役 小林 金男	千葉県市川市市川 1-1-1	菓子	退店	平成30年11月30日
15	磯田園製茶㈱	代表取締役 磯田 義人	愛知県田原市田原町柳町 28-1	茶	住所変更	平成28年2月12日
16	荒井商事㈱	代表取締役 荒井 亮三	神奈川県平塚市紅谷町 17-2	食料品	-	-
17	(株澤光青果	代表取締役 西山 五郎	東京都大田区東海 3-6-3 サンエバラビル 6F	青果	代表者変更	平成26年11月1日
18	㈱タカキリテイルオペレーション	代表取締役 関口 敏治	東京都品川区東品川 2-6-4 G1ビル 2F	パン、ケーキ	代表者変更	平成29年4月1日
10	has se is a factor of the same	1 3 3 3 3 3 7 1 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		200000	住所変更	記載誤りによる
19	(株)ヘルスライフ	代表取締役 小森 敏史	京都府京都市下京区鳥丸通仏光寺下ル大政所町 680-1	健康自然食品	名称変更 代表者変更	平成30年4月1日 平成30年4月1日
20	<b>福原山米穀店</b>	代表取締役 佐藤 栄一	さいたま市緑区原山 1-4-1	**************************************	1八款自发史	中放30年4月1日
21	(株イタリアントマト	代表取締役 田中 孝明	東京都品川区東品川 4-12-4 品川シーサイドフォレスト	ケーキ	退店	平成28年7月31日
22	南蛮屋㈱	代表取締役 平井 誠一郎	神奈川県厚木市関口 798	コーヒー	141	8-
23	イリオスネット術	代表取締役 宮崎 毅	東京都港区芝大門 1 丁目 5 番 10 号 コシダ大門ビル 6 階	携帯電話	任所変更	平成26年8月18日
24	除チョダ	代表取締役 舟橋 政男	東京都杉並区成田東 4-39-8	<b>革化</b>	代表者変更 住所変更	令和2年5月21日 平成29年7月3日

No	小売業者の名称	代表者氏名	住所	主として販売する物品	変更内容	変更日
25	(株)ローソン	代表取締役 新浪 剛史	東京都品川区大崎一丁目11番2号 ゲートシティ大崎 イーストタワー	コンビニエンスストア	代表者変更	平成28年6月1日
26	㈱ファッションリフォーム・タチカワ	代表取締役 高橋 実	東京都立川市栄町 6-12-13	鞄、服直し	退店	平成28年6月30日
27	㈱モア	代表取締役 林 照晃	東京都武蔵野市境南町 2-13-3 ラビアン武蔵境 1F	婦人服	代表者変更 住所変更	平成31年4月26日 平成30年5月18日
28	(株)オンリー	代表取締役 中西 浩一	京都市下京区松原通鳥丸西人ル玉津島町 303 番地	紳士・婦人スーツ	代表者変更	令和元年11月1日
29	㈱正育堂	代表取締役 保谷 忠志	東京都西東京市ひばりが丘北3-3-14	文房具、事務用品	-	E .
30	トヨタ部品埼玉共販㈱	代表取締役 音羽 隆	さいたま市北区櫛引町 2-218	携帯電話	退店	令和1年5月31日
31	(有)アシスト	代表取締役 堀之内 修	さいたま市緑区三室 1768-1	シューズ、バッグ	退店	平成29年1月31日
32	株マサ	代表取締役 堀澤 昇史	東京都文京区千駄木 2-21-1 アネックスA1F	婦人服	-	=
33	(有)エフアールエフ三幸	代表取締役 三澤 慶太	東京都練馬区北町 8-14-10 婦人服		-	=
34	㈱TTロータス	代表取締役 田村 和広	東京都渋谷区道玄坂 1-18-8 道玄坂プラザ仁科屋ビ レ 603 号 携帯電話		退店	平成29年4月30日
35	(株ラベルヴィー	代表取締役 堀内 忠	東京都町田市原町田 4-4-2	東京都町田市原町田 4-4-2 婦人服		平成30年1月31日
36	㈱TIMジャパン	代表取締役 宮本 隆正	埼玉県新座市西堀 2-17-27 オークス関 202 号	コスメティック	退店	令和2年11月30日
37	㈱メガネ工房	代表取締役 前花 義昭	埼玉県越谷市千間台西 1-8-7 IKビル 303	めがね	住所変更	平成31年1月28日
38	(株)キング	代表取締役 山田 幸雄	東京都品川区西五反田 2-14-9	京都品川区西五反田 2-14-9 プティック		平成28年6月30日
39	㈱イデムインターナショナル	代表取締役 秋浜 亜彦	東京都渋谷区恵比寿南 1-14-12	ブティック	退店	平成29年3月31日
40	(相)アイデアルダイヤモンド	代表取締役 中森 雅子	さいたま市南区白幡 5-19-19 マーレ 2F	ジュエリー	退店	平成29年4月30日
41	(有きくわん舎	代表取締役 吉田 博	東京都武蔵野市境南町 3-7-8 サニービル 2F	鞄、バッグ	-	-
42	(料 帯 民	(株菊屋 代表取締役 宮崎 裕久 東京都武蔵野市関町 5-11-17	東京都武藏野市関町 5-11-17	雑貨	代表者変更	平成20年6月1日
1.0	WATER VETE	Parameter Parameter	SINCE AND ADDRESS OF THE SECOND SECON	TH PA	住所変更	記載誤りによる
43	㈱LIXILビバ	代表取締役 豆成 勝博	埼玉県上尾市上 298 番地の 1	生活関連用品、建築資材等	退店	令和2年8月6日



#### 別表 小売業者一覧表(変更後)

No	小売業者の名称	代表者氏名	住所	主として販売する物品	変更内容	変更日
1	北星産業㈱	代表取締役 北村 和夫	さいたま市南区根岸 3-35-13	カメラ、時計		3
2	株サンドラッグ	代表取締役 貞方 宏司	東京都府中市若松町1-38-1	医薬品、薬、雑貨	代表者変更	令和元年5月1日
3	(株ニュー・クイック	代表取締役 池野 賢司	神奈川県藤沢市辻堂 2-7-1 湘南パールビル 6F	惣菜、精肉	代表者変更	令和2年4月1日
4	解惣インターナショナル	代表取締役 丸山 和江	神奈川県横浜市戸塚区上倉田町 481 番地 1 八代ビル5階	とんかつ		
5	翔浜作	代表取締役 大館 条太	東京都練馬区高松 1-18-5	塩干物		
6	イイショウクルーズ	代表取締役 川村 高弘	東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-59-8	輸入食品		
7	納丸越	代表取締役 野田 明孝	愛知県名古屋市天白区道明町71	漬物		
8	㈱魚耕ホールディングス	代表取締役 細田 兼作	東京都杉並区上萩 1-14-12	佃煮、珍味、鮮魚、海産物	名称変更	平成26年7月1日
9	株梅林堂	代表取締役 栗原 良太	埼玉県熊谷市本石一丁目 304 番地	和菓子	住所変更	記載誤りによる
10	磯田園製茶㈱	代表取締役 磯田 義人	愛知県田原市大久保町仲原 111 番地	茶	住所変更	平成28年2月12日
11	荒井商事㈱	代表取締役 荒井 亮三	种奈川県平塚市紅谷町17-2	食料品		
12	体澤光青果	代表取締役 矢澤 修	東京都大口区東海 3-6-3 サン・エバラ 6F	青果	代表者変更	平成26年11月1日
13	(株タカキリテイルオペレーション	代表取締役 芳山 俊彦	広島県広島市中区鶴見町2番19号	パン、ケーキ	代表者変更 住所変更	平成29年4月1日 記載誤りによる
14	(株ネットプランニング	代表取締役 和田 真也	京都府京都市下京区烏丸通仏光寺下ル大政所町 680-1	健康自然食品	名称変更 代表者変更	平成30年4月1日 平成30年4月1日
15	<b>南原山米穀店</b>	代表取締役 佐藤 栄一	さいたま市緑区原山 1-4-1	米		
16	南蛮屋牌	代表取締役 平井 誠一郎	神奈川県厚木市関口 798	コーヒー		
17	イリオスネット(株)	代表取締役 宮崎 毅	東京都港区高輪二丁目 15 番 21 号	携帯電話	住所変更	平成26年8月18日
18	㈱チョダ	代表取締役 杉山 忠雄	東京都杉並区荻窪 4-30-16	靴	代表者変更	令和2年5月21日
223				970.4620	住所変更	平成29年7月3日
19	淋ローソン	代表取締役 竹増 貞信	東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号	コンビニエンスストア	代表者変更	平成28年6月1日
20	料モア	代表取締役 常川 健志	東京都中央区日本橋大伝馬町13-2	婦人服	代表者変更	平成31年4月26日
21	株オンリー	代表取締役 中村 直樹	京都市下京区松原通烏丸西入ル玉津島町 303 番地	紳士・婦人スーツ	住所変更 代表者変更	平成30年5月18日 令和元年11月1日
22		代表取締役 保谷 忠志	東京都西東京市ひばりが丘北3-3-14	文房具、事務用品	IVALIAX	14 111/10 1 12 / / / / /
23	株でサ	代表取締役 堀澤 昇史	東京都文京区千駄木2-21-1	婦人服		2

No	小売業者の名称	代表者氏名	住所	主として販売する物品	変更内容	変更日
24	(有エフアールエフ三幸	代表取締役 三澤 慶太	東京都練馬区北町 8-14-10	-14-10 婦人服		
25	㈱メガネ工房	代表取締役 前花 義昭	埼玉県越谷市千間台西二丁目4番地12	めがね	住所変更	平成31年1月28日
26	(有)きくわん舎	代表取締役 吉田 博	東京都武蔵野市境南町 3-7-8	鞄、バッグ		
27	株装屋	代表取締役 宮崎 浩彰	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目7番8号	雑貨	代表者変更	平成20年6月1日
21	州和庄	LATCHINGTY COMP 1045	宋京都氏[[[[]]] [[]] [[]] [[]] [[]] [[] [[]] [[]] [[] [[]] [[]] [[]] [[]] [[]] [[] [[]] [	稚貝	住所変更	記載誤りによる
28	トヨタモビリティパーツ株式会社	代表取締役 森 計憲	埼玉県上尾市一丁目 111	携帯電話	新規出店	2019年6月28日
29	株式会社おしゃれ工房	代表取締役 高橋 東紀	東京都立川市栄町六丁目 12 番地の 13	鞄	新規出店	平成28年7月1日
30	有限会社プライムステージ	代表取締役 近藤 健二	東京都中央区東日本橋 1-3-13 丸大ビル 102	婦人服	新規出店	平成27年12月1日
31	株式会社DMT	代表取締役 駒井 健一郎	埼玉県さいたま市南区白幡5丁目19番19号マーレ1階	やきとり	新規出店	平成30年11月1日
32	株式会社アップビート	代表取締役 九鬼 和乃	神奈川県横浜市西区南幸1丁目1番1号	携带電話	新規出店	平成29年7月1日
33	株式会社ゼントクコーポレーション	代表取締役 伊藤 忠	東京都大田区東海3丁目6番3号サン・エバラ5階	号サン・エバラ5階 花		令和1年12月9日
34	モードアキ株式会社	代表取締役 佐々木 晃	東京都立川市柴崎町2丁目9番26号	婦人服	新規出店	令和2年2月23日
35	有限会社エルフ	代表取締役 古江 貴宏	兵庫県神戸市長田区神楽町2丁目2番28号	靴	新規出店	令和2年4月1日
36	株式会社ドン・キホーテ	代表取締役 告田 直樹	東京都目黒区青葉台二丁目 19番 10号	雑貨	新規出店	令和3年3月26日

### さいたま市告示第340号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和3年2月26日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 大宮西口共同ビル

所在地 さいたま市大宮区桜木町二丁目3番地84 外91筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 大宮西口共同ビル株式会社

代表者氏名 代表取締役 泉名 宣男

住 所 さいたま市大宮区桜木町二丁目3番地84

- (3) 変更した事項
  - (ア) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 大宮西口共同ビル株式会社 代表取締役 関根 洋征

(変更後) 大宮西口共同ビル株式会社 代表取締役 泉名 宣男

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては 代表者氏名

(変更前) 株式会社ダイエー 含む19社 別添「小売業者一覧(変更前)」参照 (変更後) 株式会社ダイエー 含む15社 別添「小売業者一覧(変更後)」参照

- (4) 変更の年月日
  - (ア) 2020年10月31日
  - (イ) 別添「小売業者一覧(変更前)」及び「小売業者一覧(変更後)」参照
- (5) 変更する理由
  - (ア) 大規模小売店舗を設置する法人の代表者の氏名の変更による。
  - (イ) 小売業者の退店、新規出店、代表者氏名変更による。
- 2 届出年月日

令和3年2月15日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和3年2月26日から令和3年6月28日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

- 4 届出及び添付書類の縦覧場所
  - (1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048 (829) 1364

FAX 048 (829) 1944

(2) 大宫区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市大宮区吉敷町一丁目124番地1

電話 048 (646) 3093

FAX 048 (646) 3151

- 5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。
  - (1) 意見書の提出期間

令和3年2月26日から令和3年6月28日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048 (829) 1364

FAX 048 (829) 1944

## <別添小売業者一覧>(変更前)

小売業を行う者の新規出店

小売業を行う者の退店

小売業を行う者の代表者氏名変更

No	小売業者の氏名又は名称	代表者氏名	住	所	主として販売する 物品の種類	変更事項	変更年月日
1	(株)ダイエー	代表取締役 近澤靖英	兵庫県神戸市中央区港島中町4丁目1番1		総合		
2	(株)キャンドゥ	代表取締役 城戸一弥	東京都新宿区北新宿2丁目21番1号		100円均一		
3	(有)ゴトウ薬局	代表取締役 後藤定男	埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-741		薬局	退店	2020年6月30日
4	(有)岡田金物店	代表取締役 岡田義久	埼玉県さいたま市大宮区桜木町2-3		合鍵		
5	(株)コイデカメラ	代表取締役 小出剛三	東京都杉並区阿佐谷北4-6-2		カメラ・DPE		
6	(株) ジュエリーアセットマネジャーズ	代表取締役 藤野匡生	東京都中央区日本橋2-3-6日土地日本橋日	: ル4階	貴金属	退店	2020年2月29日
7	(株)メガネトップ	代表取締役 冨澤昌宏	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地6		眼鏡販売		
8	(有)正直堂	代表取締役 渡辺昌直	埼玉県さいたま市大宮区桜木町2-3		婦人服	退店	2020年1月31日
9	(株)粋ごころ	代表取締役 丸山 実	埼玉県所沢市東町10番地1	埼玉県所沢市東町10番地1			
10	(株)TABASA	代表取締役 竹内千穂	埼玉県さいたま市岩槻区本丸3-16-45		リサイクル洋品	退店	2019年1月30日
11	クレアーズ日本(株)	代表取締役 山口義貴	東京都中央区日本橋人形町1-1-11-日庄比	ĴJJ2F	雑貨	退店	2020年10月4日
12	(有) やなぎや	代表取締役 堀口 猛	埼玉県さいたま市大宮区桜木町2-3	埼玉県さいたま市大宮区桜木町2-3			
13	ファイテン(株)	代表取締役 平田好宏	京都市中京区烏丸通錦小路角手洗水町678	3	スポーツ関連		
14	(有)藤澤商店	代表取締役 藤澤 均	埼玉県さいたま市大宮区桜木町2-3		タバコ		
15	(株)あざみ	代表取締役 小山善信	埼玉県さいたま市見沼区中川804-2		バック	退店	2019年4月10日
16	(有)セキネ	代表取締役 関根洋征	埼玉県さいたま市大宮区桜木町2-163-2	埼玉県さいたま市大宮区桜木町2−163−2		退店	2019年12月31日
17	(株)アストリア	代表取締役 安藤康成	東京都文京区本駒込6-17-26		香水	退店	2018年4月2日
18	(株)丸井	代表取締役 佐々木 一	東京都中野区中野四丁目3番2号		総合	代表者氏名変更	2020年7月1日
19	ラップジョー(有)	代表取締役 オヒ゛アーネスト オクテ゛ィリ	埼玉県さいたま市見沼区東大宮4-47-12		紳士洋品		

## 〈別添小売業者一覧〉(変更後)

No	小売業者の氏名又は名称	代表者氏名	住	所	主として販売する 物品の種類	変更事項	変更年月日
1	(株)ダイエー	代表取締役 近澤靖英	兵庫県神戸市中央区港島中町4丁目1番1		総合		
2	(株)キャンドゥ	代表取締役 城戸一弥	東京都新宿区北新宿2丁目21番1号		100円均一		
3	(有)岡田金物店	代表取締役 岡田義久	埼玉県さいたま市大宮区桜木町2-3		合鍵		
4	(株)コイデカメラ	代表取締役 小出剛三	東京都杉並区阿佐谷北4-6-2		カメラ・DPE		
5	(株)メガネトップ	代表取締役 冨澤昌宏	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地6		眼鏡販売		
6	(株)粋ごころ	代表取締役 丸山 実	埼玉県所沢市東町10番地1		呉服		
7	(有)やなぎや	代表取締役 堀口 猛	埼玉県さいたま市大宮区桜木町2-3		化粧品		
8	ファイテン(株)	代表取締役 平田好宏	京都市中京区烏丸通錦小路角手洗水町678		スポーツ関連		
9	(有)藤澤商店	代表取締役 藤澤 均	埼玉県さいたま市大宮区桜木町2-3		タバコ		
10	ラップジョー(有)	代表取締役 オピアーネスト ガクディリ	埼玉県さいたま市見沼区東大宮4-47-12		紳士洋品		
11	(株)ソーモバイル	代表取締役 村上 保裕	東京都府中市宮町1-40		携帯電話販売	新規出店	2020年5月1日
12	㈱フォルムアイ	代表取締役 井上清嗣	大阪府大阪市北区天神橋1丁目11-1		洋服リフォーム	新規出店	2019年5月20日
13	㈱関東ホームサービス	代表取締役 駒崎 政治	埼玉県さいたま市北区土呂町2-25-2		合鍵・靴お直し	新規出店	2020年5月11日
14	㈱VHリテールサービス	代表取締役 星崎 尚彦	東京都中央区日本橋堀留町1丁目9-11		コンタクトレンズ	新規出店	2018年4月11日
15	(株)丸井	代表取締役 青野真博	東京都中野区中野四丁目3番2号		総合	代表者氏名変更	2020年7月1日

### さいたま市告示第341号

公募型プロポーザル方式の手続きの開始

令和3年度さいたま市SDGs企業活動促進事業支援業務について、次のとおり、当該業務に関する企画提案書の提出を招請します。

令和3年2月26日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 企画提案書の招請に付する事項
  - (1) 件名

令和3年度さいたま市SDGs企業活動促進事業支援業務

(2) 履行場所 さいたま市内外

(3) 業務概要

SDGs (持続可能な開発目標)に取り組む市内企業の成長支援を目的に、本市が令和3年度から創設する「さいたま市SDGs企業認証制度」に基づく認証事務及びさいたま市SDGs認証企業に対する支援のほか、市内企業に対するSDGsに係る取組の普及促進、新たな施策の企画・提案等を行うもの。

(4) 履行期間

契約締結日から令和4年3月25日(金)まで

(5) 予算の上限額

本プロポーザルの予算上限額は9,405,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

2 企画提案書の提出者の資格に関する事項

企画提案書の提出を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本招請日において、「令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(業務委託)」に登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
  - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、さいた ま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本招請日から提案期日までの間、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号) 第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (4) 本招請日から提案期日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱による入札参加停止期間中でないこと。
- (5) 本招請日から提案期日までの間、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年5月1日施行)に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- (6) 市内に本社、支店、営業所等の活動拠点を有すること。活動拠点を有しない場合は、拠点活動 区域または優先活動区域を、市内又は埼玉県内とする専任担当者を配置できること。
- 3 企画提案に係る実施要項等の交付

(1) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロード https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p079491.html

(2) 交付期間

本招請日から令和3年3月29日(月)まで(休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から

午後4時まで)

4 質問の受付及び回答

企画提案書を提出しようとする者は、企画提案に関する事項について、書面により次のとおり 質問することができる。

(1) 受付期間

本招請日から令和3年3月22日(月)午後4時まで

(2) 受付方法

ア 電子メールで受け付ける。詳細は実施要項による。 メールアドレス keizai-seisaku@city.saitama.lg.jp

- イ 電子メール送信後、速やかに電話にて到達確認を行うこと。
- ウ 提出先・到達確認に関する問い合わせ先 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所5階 さいたま市経済局商工観光部経済政策課経済企画係 電話 048(829)1362
- (3) 質問に対する回答予定日 令和3年3月26日(金)までに行う。
- (4) 回答方法

さいたま市ホームページ上に、質問及び回答を公表する。 https://www.city.saitama.jp/005/001/017/012/p079491.html

- 5 企画提案書の提出
  - (1) 提出書類

実施要項のとおり

(2) 提出期間

令和3年3月30日(火)から令和3年4月1日(木)午後4時まで(休日を除く午前9時から 正午まで及び午後1時から午後4時まで)

(3) 提出方法 持参又は郵送

(4) 提出場所

4(2)ウに同じ

(5) 提案者の失格

以下に該当する提案者は、失格とする。

ア 2に定める要件を満たさなくなった提出者

イ 提出書類に虚偽の記載をした提出者

- ウ 審査の公平性を害する行為を行った提出者
- エ 1(5)に示す額を上回る額を積算内訳書に記載した提出者
- 6 業者決定の方法

業者の決定に当たっては、令和3年度さいたま市SDGs企業活動促進事業支援業務受託事業者 選定委員会において企画提案書及び関連書類を基に審査を行い決定する。

なお、審査方法等詳細については、実施要項を参照すること。

7 書類審査の不参加

企画提案書の提出後、特段の事情により本業務の書類審査に参加しない場合は、速やかに申し出ること

- (1) 提出書類 実施要項のとおり
- (2) 提出方法 持参又は郵送
- (3) 提出場所 4(2)ウに同じ
- 8 その他
  - (1) 最優秀提案者特定の日の翌日から契約締結日までの間に、入札参加停止又は入札参加除外を受けている期間があるものは、最優秀提案者の特定を取り消されることがある。
  - (2) この企画提案書の提出等に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
  - (3) 提出された企画提案書等は、返却しない。
  - (4) 詳細は、実施要項による。
- 9 連絡先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所5階 さいたま市経済局商工観光部経済政策課経済企画係

電 話 048 (829) 1362

FAX 048 (829) 1944

## さいたま市告示第342号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年2月26日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市中央区桜丘二丁目1535番1、1535番2、1535番3、1535番5、15 35番6、1535番7、1536番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名さいたま市中央区桜丘二丁目10番26号北上工機株式会社 代表取締役 安部 知幸

3 許可番号

令和2年10月28日 第 開-S2020059 号

4 検査済証番号

令和3年2月25日

第 完 - S 2 0 2 0 0 5 9 号

## さいたま市告示第343号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により令和3年1月27日 さいたま市告示第136号において公告した一般競争入札について、次のとおり入札を中止したので、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第14条第2項の規定により公示する。

令和3年2月26日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 中止とした一般競争入札
  - (1) 件名 市民対象講座・展示動画配信システム賃貸借
  - (2) 借入場所 さいたま市浦和区常盤6-4-4外
- 2 中止とした理由 入札参加者がいないため

### さいたま市告示第344号

下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により、荒川左岸南部流域関連さいたま公共下水道事業計画、及び中川流域関連さいたま公共下水道事業計画を変更することについて、事業計画の変更案を作成したので、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第3条の規定に基づき、次のとおり告示し、当該案を縦覧に供する。

なお、当該事業計画の案について、縦覧期間満了の日までにさいたま市に意見書を提出することが できる。

令和3年2月26日

さいたま市長 清 水 隼 人

- 1 計画の名称
  - (1) 荒川左岸南部流域関連さいたま公共下水道事業計画
  - (2) 中川流域関連さいたま公共下水道事業計画
- 2 縦覧期間及び縦覧場所
  - (1) 縦覧期間 令和3年2月26日(金)から令和3年3月12日(金) (土・日曜日を除く。)

午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (2) 縦覧場所 建設局下水道部下水道計画課
- 3 意見書の提出

当該事業計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び同案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を上記 2 (1)の縦覧期間満了の日までに、上記 2 (2)の場所に提出してください。

- 4 連絡先
  - (1) 担当 さいたま市役所建設局下水道部下水道計画課計画第1係
  - (2) 電話 048(829)1566